

月形町地域公共交通計画

令和6年3月 策定

令和7年1月 変更

月形町地域公共交通活性化協議会

目 次

1.	はじめに.....	1
1-1	本計画の策定趣旨.....	1
1-2	本計画で対象とする区域.....	1
1-3	本計画の基本的な計画期間.....	1
2.	関係法令、上位計画及び関連計画と本計画の位置付け.....	2
2-1	関係法令.....	2
2-2	上位・関連計画.....	4
2-3	本計画の位置付け.....	9
3.	地域概況.....	10
3-1	地理的及び自然的特性の整理.....	10
3-2	社会状況の整理.....	11
3-3	公共交通概況の整理.....	19
4.	地域の移動ニーズ等の整理.....	29
4-1	まちづくりアンケート.....	29
4-2	民生委員児童委員アンケート調査.....	31
4-3	南空知地域公共交通計画策定に係るアンケート.....	33
4-4	中央バス月形線 追加アンケート調査.....	35
5.	計画期間内で解決を目指す課題.....	37
5-1	個別課題.....	37
5-2	重点課題.....	38
6.	基本方針及び目標.....	39
6-1	基本方針.....	39
6-2	基本方針の実現に向けた目標.....	39
6-3	目標に紐づく施策.....	40
6-4	月形町に係る公共交通の役割及び維持・確保方針等.....	41
6-5	月形町地域公共交通網のあり方.....	42
7.	目標達成に向けた施策.....	43
8.	計画の進捗管理及び管理体制.....	53
8-1	計画の進捗管理.....	53
8-2	計画の管理体制.....	55
9.	計画推進のあり方（PDCA サイクル）.....	56

1. はじめに

1-1 本計画の策定趣旨

本町の公共交通を取り巻く環境は、平成 28 年 11 月 18 日に J R 札沼線を「J R 単独では維持が困難な路線」として北海道旅客鉄道株式会社（以下、J R 北海道）が公表し、沿線自治体と J R 北海道で協議を行ってきましたが、新たにバス交通として沿線自治体の住民の生活の足を確保していく方向性で平成 30 年 12 月 20 日に合意、令和 2 年 5 月 7 日付で J R 札沼線が廃止となりました。

当時の J R 札沼線廃止問題を機に、本町では「J R 札沼線廃止代替交通」の検討に加え、町民のより良い交通体制を構築するため、町民の生活圏である岩見沢市への広域交通及び町内移動に係る生活圏交通の確保を行うことを目的に、月形町の公共交通の方向性を示した「月形町地域公共交通網形成計画（以下、網形成計画）」を平成 30 年度に策定し、交通事業者が運行する路線の維持に向けた取組や町内交通の利便性向上を図ってきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響などによる公共交通利用者数の減少に歯止めが効かず、本町から生活圏となっている自治体までの路線バスの存続が危ぶまれる状況となってくるなど、社会情勢は変わり、本町の公共交通網に新たな問題が生じています。

また、公共交通に係る法制度も網形成計画策定当時から変更が生じており、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、活性化再生法）」が改正され、令和 2 年 11 月に改正活性化再生法が施行され、下記の①～③の考えを示すとともに、令和 5 年 10 月には「地域の公共交通リ・デザイン」に向け、新たに④の考え方を盛り込んだ「地域交通法」に名称が変わり、地域の関係者が連携・協働し、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」を進めることが求められています。

上記の内容を踏まえ、利便性・持続可能性が高く、地域の関係者が連携・協働し、町内及び町外への交通ネットワークが維持され、安全・快適な暮らしが確保される交通まちづくりに向け、他のまちづくり分野とも連携した「月形町地域公共交通計画」を策定することとします。

- ① 地域ごとにバス・タクシーの労働力確保とサービス維持を図りながら、サービスが不足する地域では、その他の移動手段を総動員して移動ニーズに対応する。
- ② その際、最新技術を活用して、高齢者や外国人旅行者を含む幅広い利用者に使いやすいサービスの提供を促進する。
- ③ ①と②について、地方公共団体が中心となって、取り組める制度を充実・強化していく。
- ④ 地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進する。

1-2 本計画で対象とする区域

月形町全域

1-3 本計画の基本的な計画期間

令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度の 5 年間

2. 関係法令、上位計画及び関連計画と本計画の位置付け

2-1 関係法令

(1) 交通政策基本法(平成 25 年 12 月施行)

同法では、交通が担うべき役割などが示されており、特に地方公共団体が行うべき施策として「まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携」が示されています。

表 2-1 交通政策基本法の内容

基 本 的 認 識	○交通の果たす機能 ・ 国民の自立した生活の確保 ・ 活発な地域間交流・国際交流 ・ 物資の円滑な流通 ○国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要
交 通 の 役 割	○交通機能の確保・向上 ・ 少子高齢化の進展等に対応しつつ、地域の活力の向上などに寄与 ○環境負荷の低減 ・ 交通による環境への負荷の低減 ○様々な交通手段の適切な役割分担と連携 ・ 交通手段の特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携 ○交通の安全の確保 ・ 交通安全対策基本法等に基づく交通安全施策と十分に連携
地方公共団体の責 務	○自然的経済的社会的諸条件に応じた交通に関する施策を総合的かつ計画的に実施 ・ まちづくりその他の観点を踏まえた、施策間の相互連携
交 通 関 連 事業者の責 務	○国または地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力 ○運行業務に係る正確かつ適切な情報の提供
住 民 の 役 割	○国または地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力 ○取り組むことができる活動に主体的に取り組む

(2) 地域交通法(地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年5月施行、令和5年 10 月一部改正))

同法では、地域公共交通計画の策定にあたって「まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成」が求められるとともに、持続可能な地域公共交通の構築に向け、「地域における輸送資源の総動員」による地域公共交通の維持・確保に向けた具体策を盛り込むことができるようになりました。

表 2-2 地域交通法改正の概要

改 正 の 概 要	○地域が自らデザインする地域の交通 ・ 地方公共団体による「地域公共交通計画」の作成 -地方公共団体による地域公共交通計画作成が努力義務化 -バス・タクシー等の従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉有償運送、スクールバス等）も計画に位置付け、きめ細やかに対応（情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮） -定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価等、データに基づくPDCAを強化 ・ 地域における協議の促進 ○地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 -様々な補助メニューや制度を創設 ・ 輸送資源の総動員による移動手段の確保 -地域に最適な旅客運送サービスの継続（地域旅客運送サービス継続事業） -自家用有償旅客運送の実施の円滑化 -貨客混載に係る手続の円滑化 ・ 既存の公共交通サービスの改善の徹底 -利用者目線による路線の改善、運賃の設定（地域公共交通利便増進事業） -Ma a Sの円滑な普及促進に向けた措置 ○地域公共交通の「リ・デザイン」 -地域の関係者の連携と協働の促進 ・ 目的規定に、自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」を追加し、国の努力義務として、関係者相互間の連携と協働の促進を追加 ・ 地域の関係者相互間の連携に関する事項を、地域公共交通計画への記載に努める事項として追加 -ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充 ・ 自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、関係自治体の意見を聴いて、国土交通大臣が組織する「再構築協議会」を創設 -バス・タクシー等地域交通の再構築に関する仕組みの拡充 ・ 自治体と交通事業者が、一定の区域・期間について、交通サービス水準（運行回数等）、費用負担等の協定を締結して行う「エリア一括協定運行事業」を創設 ・ A I オンデマンド、キャッシュレス決済、EVバスの導入等の交通DX・GXを推進する事業を創設 -鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設 ・ 地域の関係者間の協議が調ったときは、国土交通大臣への届出による運賃設定を可能とする協議運賃制度を創設
-----------	--

※地域旅客運送サービス継続事業

地域公共交通の維持が困難と見込まれた場合、地方公共団体による公募により、新たなサービス提供者（既存事業者も可）を選定し、地域における旅客運送サービスの継続を図る事業

2-2 上位・関連計画

(1) 国が策定するもの

交通政策基本計画は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間としており、交通政策基本法の規定に従い、基本的な方針、施策の目標、政府が総合的かつ計画的に行うべき施策等について定めています。

表 2-3 国が策定する計画内容

計画名・年次	計画内容
○第2次交通政策基本計画 ー令和3年度から 令和7年度	■基本的方針A 誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要不可欠な交通の維持・確保 目標①：地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現 ・地域公共交通の維持確保の取組 ・新型コロナの影響を踏まえた支援 ・多様なニーズに応えるタクシー運賃 等 目標②：まちづくりと連携した地域構造のコンパクト・プラス・ネットワーク化の推進 ・まちづくりと公共交通の連携強化 ・徒歩、自転車も含めた交通のベストミックス実現 等 目標③：交通インフラ等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・バリアフリー整備目標の実現（旅客施設、車両等） 等 目標④：観光やビジネスの交流拡大に向けた環境整備 ・地域での快適な移動環境整備 等 ■基本的方針B 我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化 目標①：人・モノの流動の拡大に必要な交通インフラ・サービスの拡充・強化 ・コロナ禍での航空ネットワークの維持 等 目標②：交通分野のデジタル化の推進と産業力の強化 ・交通関連情報のデータ化・標準化 等 目標③：サプライチェーン全体の徹底した最適化等による物流機能の確保 ・物流ネットワークの構築 等 ■基本的方針C 災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現 目標①：災害リスクの高まりや、インフラ老朽化に対応した交通基盤の構築 ・インフラ・車両・設備の老朽化対策 等 目標②：輸送の安全確保と交通関連事業を支える担い手の維持・確保 ・交通事業の働き方改革推進による人材の確保・育成 等 目標③：運輸部門における脱炭素化等の加速 ・公共交通の利用促進（MaaS普及等） 等

(2) 北海道が策定するもの

本計画における北海道等の関連計画としては、「北海道総合計画」及び「北海道交通政策総合指針」の2計画が挙げられ、各関連計画では、「地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築」や「地域における最適な交通モードの検討」、「担い手確保」などの地域公共交通に関する方針を整理しています。

表 2-4 北海道が策定する計画内容

計画名・年次	計画内容
○北海道総合計画 -平成 28 年度から 令和 7 年度	○地域で互いに支え合うまちづくりの推進 ・買い物支援や安否確認のモデルの幅広い発信 ・日常生活に必要不可欠な生活交通の確保 ・街並み・景観への配慮や脱炭素化、エネルギーの地産地消、資源の域内循環などの取組との連携 ○連携と交通を支える総合的な交通ネットワークの形成 ・交通・物流を担う人材の確保・育成 ・国をはじめ市町村や交通事業者等と緊密に連携し、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築 ・交通インフラ整備と自動運転やMaaS等との連動
○北海道交通政策総合指針 -平成 30 年度から 令和 12 年度	○シームレス交通戦略 ・交通インフラとデジタルサービスが連動した利便性の向上 ・公共交通の利用定着に向けた地域全体の意識改革 ○地域を支える人・モノ輸送戦略 ・地域における最適な交通モードの検討 ○ウィズコロナ戦略 ・コロナ禍で失われた交通需要の回復 ・非接触型サービスの拡大による移動の質の向上 ・社会背景・住民ニーズを踏まえたサービス持続性の確保

＜北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ＞



幹線交通、広域交通、生活圏交通の3つの階層を基本に、一定の地理的範囲として「道央・道南」、「道北」、「道東」の3つの交通ネットワーク形成圏を設定

出典：北海道総合政策部「北海道交通政策総合指針

(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/H29_shishinsakutei.html)」

図 2-1 北海道交通政策総合指針に示される北海道型公共交通ネットワークの基本イメージ

(3) 月形町が策定するもの

1) 上位計画

本町の上位計画である「月形町第4次総合振興計画後期」における公共交通分野に係る記載では、「公共交通の維持・確保」及び「公共交通のあり方と地域拠点施設の検討」を掲げており、「札沼線代替バスの運行」や「今後の本町の公共交通のあり方の検討」など、取り組むべき政策の方向性として挙げています。

表 2-5 上位計画の内容

項 目	内 容
目指す将来像	人と自然と歴史がともに輝く 共生のまち 月形
将来像実現に向けた計画の体系	1 みんなにやさしく健やかな つきがた (保健・医療・福祉分野) 2 豊かでにぎわいのある つきがた (産業分野) 3 快適で安全・安心な つきがた (生活環境分野) 4 人が輝き文化が薫る つきがた (教育・文化分野) 5 発展への基盤が備わった つきがた (生活基盤分野) 6 とともに生き、ともにつくる つきがた (協働・行財政分野)
主要施策	第2章 豊かでにぎわいのある つきがた 3 観光・交流 (2) 観光・交流資源の整備充実・有効活用 ④ 地域公共交通のあり方や観光振興の方向性等を踏まえ、地域拠点施設整備の検討を進めます 第4章 人が輝き文化が薫る つきがた 1 学校教育 (5) 通学対策の推進 遠距離児童・生徒の通学のため、スクールバスの運行を行うとともに、通学路の安全管理対策を強化します。 (6) 高等学校の存続に向けた取り組みの推進 月形高等学校への入学者の安定確保に向け、月形高等学校の魅力の向上やPR活動を推進するとともに、月形中学校からの入学者に対する奨励金の交付や、通学に公共交通機関を利用する場合の交通費の助成をはじめ、各種支援を継続して実施します。 第5章 発展への基盤が備わったつきがた 3 道路・公共交通 (4) 公共交通の維持・確保 ① JR札沼線(学園都市線)の一部廃止に伴い、代替バスを運行します。 ② 自動車等で自ら移動することができない町民が、安心して利用できる新たな公共交通の導入を検討します。 ③ 民間の路線バス及び新篠津村村営バス(ニューしのつバス)、民間のハイヤーについては、町民の日常生活に不可欠な身近な交通手段として、引き続き補助を行い、維持・確保を図ります。 (5) 公共交通のあり方と地域拠点施設の検討 バス、ハイヤー、スクールバスも含め、今後の本町の公共交通のあり方や、バスターミナル機能をもつ地域拠点施設の検討を進めます。

2) 関連計画

本計画における関連計画としては、「創生総合戦略」、「過疎地域持続的発展市町村計画」などの5計画が挙げられ、各関係計画における公共交通に係る記載内容を踏まえ、留意事項を整理しています。

表 2-6 関連計画の内容

計画名・年次	概要	本計画での留意事項
月形町 過疎地域 持続的発展計画 (令和3年度～ 令和7年度)	5 交通施設の整備、交通手段の確保 ・日常生活機能対策事業 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び増進 ・ぬくもり福祉券交付事業 11 地域文化の振興等 ・札沼線跡地活用事業	○運行事業者を支援するなど、住民の 生活の基盤となる公共交通を維持して いく必要 ○移動、買物、除雪などの課題につい ても、関係機関・団体と連携し、解決 策の検討 ○JR札沼線（学園都市線）は一部廃 止されたが、関係団体等との連携のも と貴重な歴史的資源として活用
第2期月形町 創生総合戦略 (令和2年度～ 令和6年度)	基本目標4 快適で安心な暮らしを確 保することにより、月形町で「ゆと り」を実感する ・施策① 地域公共交通の充実	○今後の本町の公共交通のあり方や、 バスターミナル機能をもつ地域拠点施 設の検討 ○路線バス事業者及びハイヤー事業者 に対して補助を継続 ○予約運行型乗合交通の整備及び ICT の活用による利便性向上に向けた検討
第2期月形町 地域福祉計画 (平成27年度～ 令和6年度)	2. 人にやさしいまちづくりの推進 (2) 生活環境の整備 ②移動支援の推進	○今後、高齢者や障がい者の生活活動 範囲の拡大に向け、これまで実施して きた移動支援に関わる事業の充実化
第2期月形町 障がい者基本計画 (平成27年度～ 令和6年度)	3. とともに生きるまちづくりの推進 (3) 障がい者にやさしいまちづくり の推進 3) 交通対策の推進	○障がい者の自立生活や社会参加のた めに、今後も多様な支援を推進
月形町 観光まちづくり 基本構想 (平成29年度～ 令和6年度)	4 効果的な観光情報の発信について ③観光客の行動・属性の把握	○観光客の属性を把握し、情報提供の 内容や手段について戦略的に検討

(4) その他計画等

本町と関連性があるその他の計画等は、「南空知地域公共交通計画」や「第2次南北海道定住自立圏共生ビジョン」などがあり、とりわけ「南空知地域公共交通計画」との連携や整合を図ることが重要です。

表 2-7 その他計画等の内容

計画名・年次	計画内容
○南空知地域公共交通計画 -令和6年度から 令和10年度	【南空知地域で目指す将来像】 ■生活圏内の円滑な移動が実現できる地域間連携が図られた持続可能な交通ネットワークの構築 【基本方針・目標】 1. 円滑な移動を実現する持続可能な公共交通の維持・確保 目標①広域的な交通ネットワークの維持・確保 事業①利用実態やニーズを踏まえた自治体間を跨ぐ公共交通の維持・確保・最適化 目標②公共交通の担い手確保 事業②交通ネットワークを支える人材の確保 2. 利用者の確保に向けた公共交通の利便性向上及び利用促進 目標③公共交通利用の意識醸成や公共交通の利用拡大 事業③公共交通の利便性向上及び利用促進
○南空知圏域連携ビジョン -令和2年度から 令和6年度	■結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 ●地域公共交通の維持確保と利用促進 ・高齢化や人口減少社会に対応した住民の移動手段の確保や観光客など交流人口も含めた移動の利便性を図ることを目的に、交通ネットワーク整備や公共交通の利用促進等を連携して進めていく

2-3 本計画の位置付け

本計画の位置付けとして、関係法令や国・道が策定する計画と整合を図っていくとともに、本町の上位計画である「第4次月形町総合振興計画」のまちづくりにおける政策展開と整合を図っていくことが重要です。

また、本町の関連計画とも連携し、一体的に取り組んでいくことも重要です。

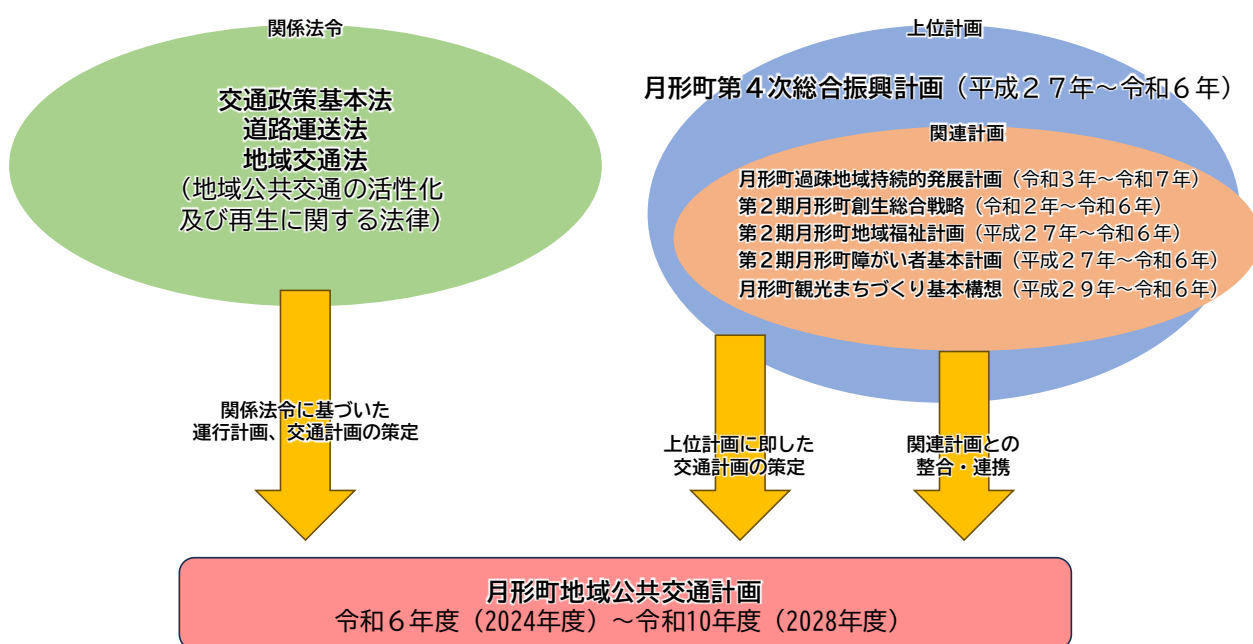


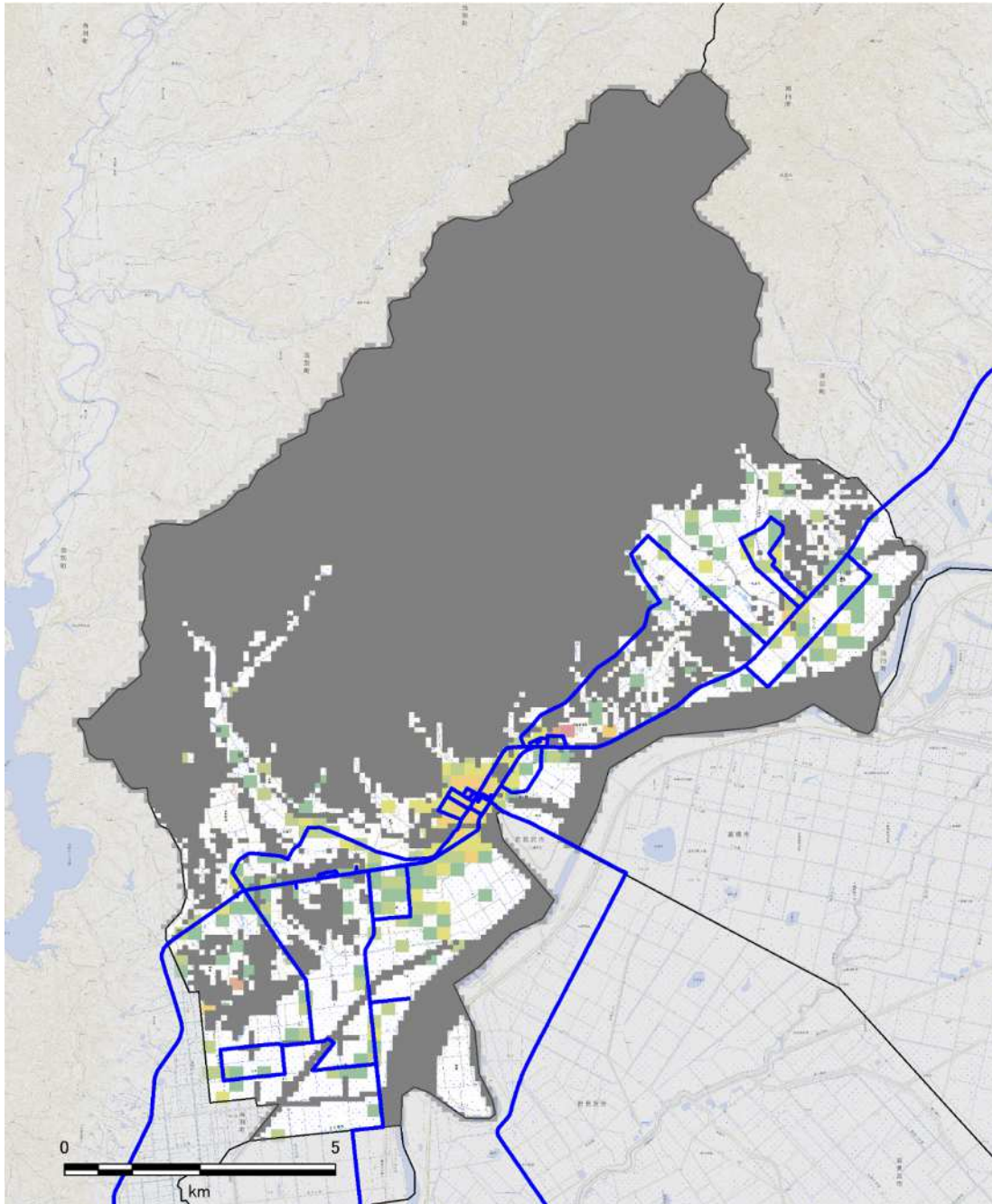
図 2-2 月形町地域公共交通計画の位置付け

3. 地域概況

3-1 地理的及び自然的特性の整理

本町は、北海道の中央西部に、また空知管内の南西部を占める樺戸郡の最南端に位置しています。町の北は浦臼町に接し、南東は石狩川を隔てて美瑛市と岩見沢市に、北西から南西にかけて石狩郡の当別町、新篠津村にそれぞれ接して、札幌市には約 50 km、岩見沢市に約 20 km、石狩市（旧厚田村）の日本海岸に約 34 kmの距離にあります。

地勢は町の北西部に森林地帯が広がり、この山系から発する須部都川、札比内川、中小屋川などが石狩川に注いでいます。このうち札比内川と中小屋川の流域は丘陵地となっていて、砂礫を含む堆積層が形成され、中央部の須部都川流域は砂質土・粘性土・泥炭土などの地質で形成されています。また、南東部は、低地で泥炭土が分布しています。



出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>) をもとに作成

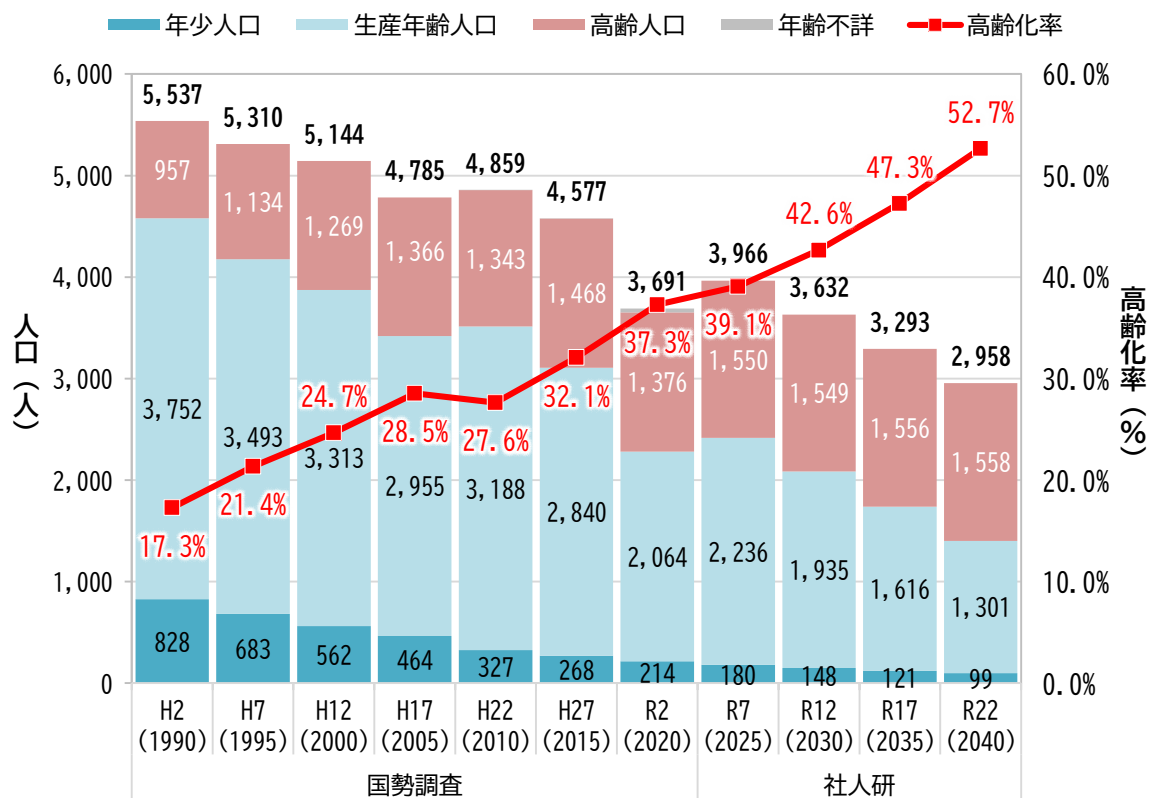
図 3-1 本町の可住地域

3-2 社会状況の整理

(1) 人口動態・人口推移

本町の総人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進行しています。また、総人口の約4割は65歳以上の高齢者となっています。

今後、令和22(2040)年には、総人口は3,000人を下回り、高齢化率は50%を超えると推計されています。

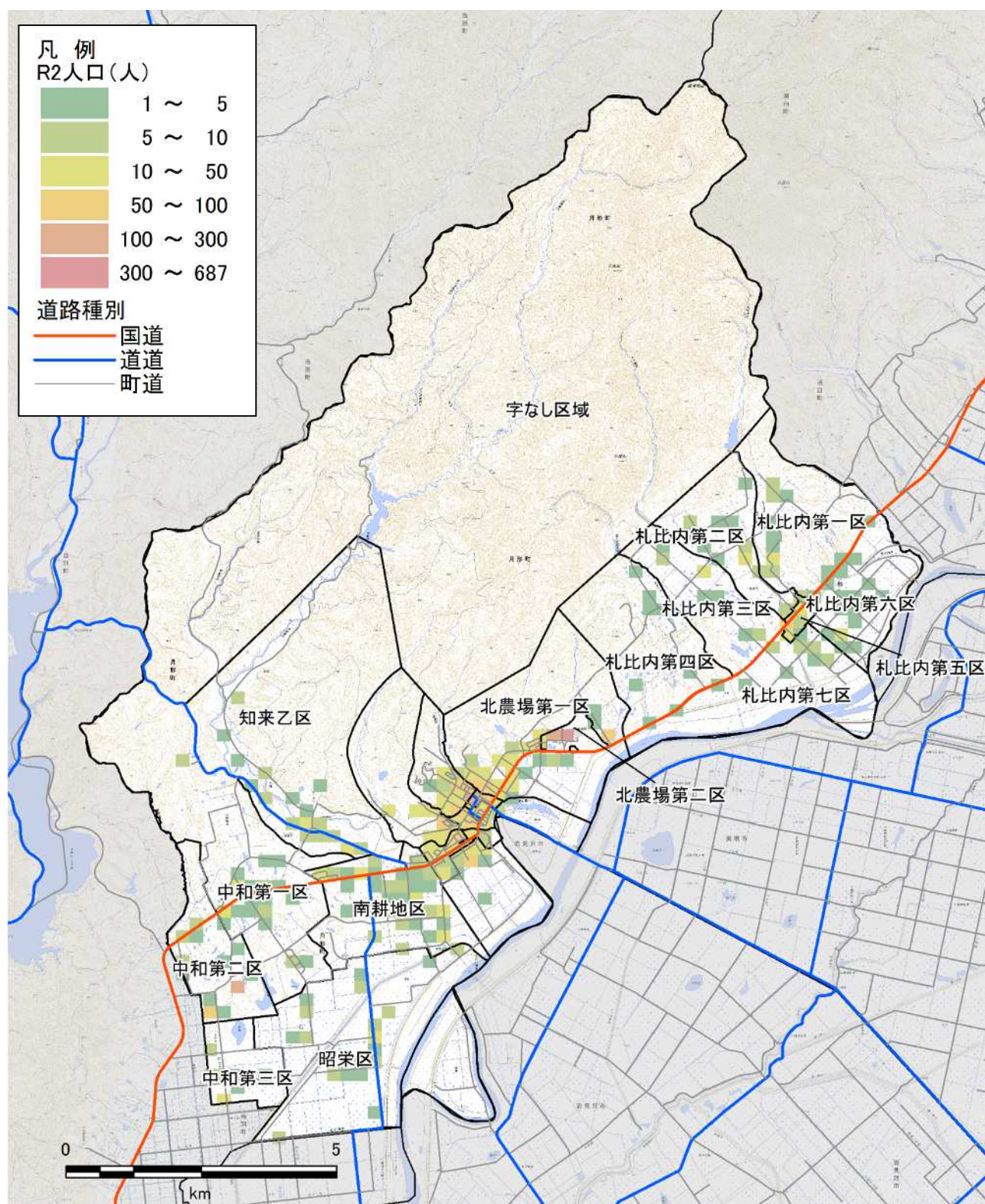


出典：総務統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>)、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」
 (<https://www.ipss.go.jp/>)
 をもとに作成

図 3-2 人口動態・人口推移

(2) 居住者人口の分布

市街地周辺の地区に人口が集中しており、北農場は町全体人口の約 35%を占めています。その他の地区でも一定数以上の人口が居住し、市街地から離れた地域にも分布している状況です。

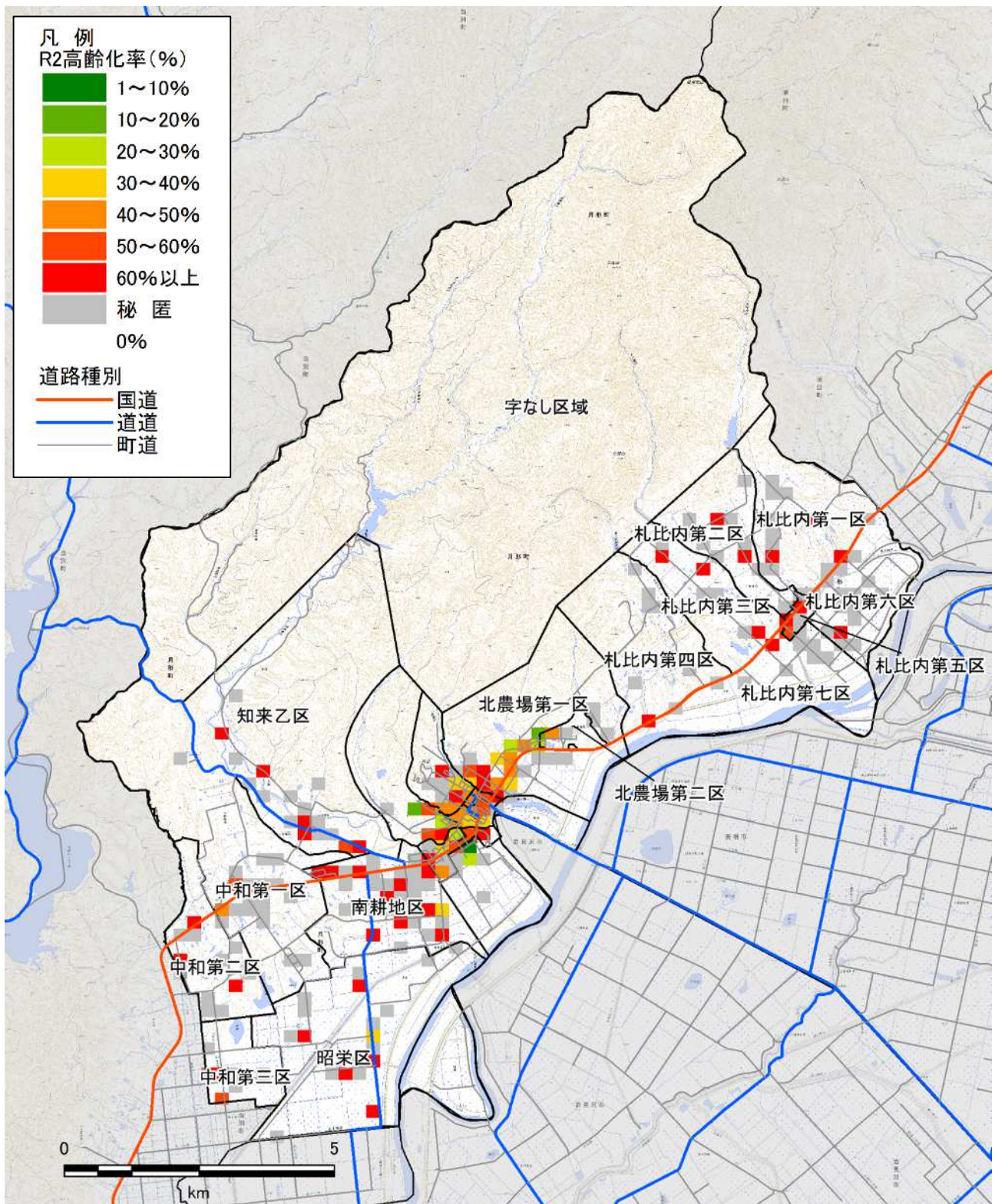


出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>) をもとに作成

図 3-3 人口分布状況

(3) 高齢人口の分布

人口が集中傾向にある市街地周辺の地域でも町全体の平均高齢化率を超える地域がみうけられます。地域によっては高齢化率 50%を超えている状況です。



出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>) をもとに作成

図 3-4 高齢者分布状況

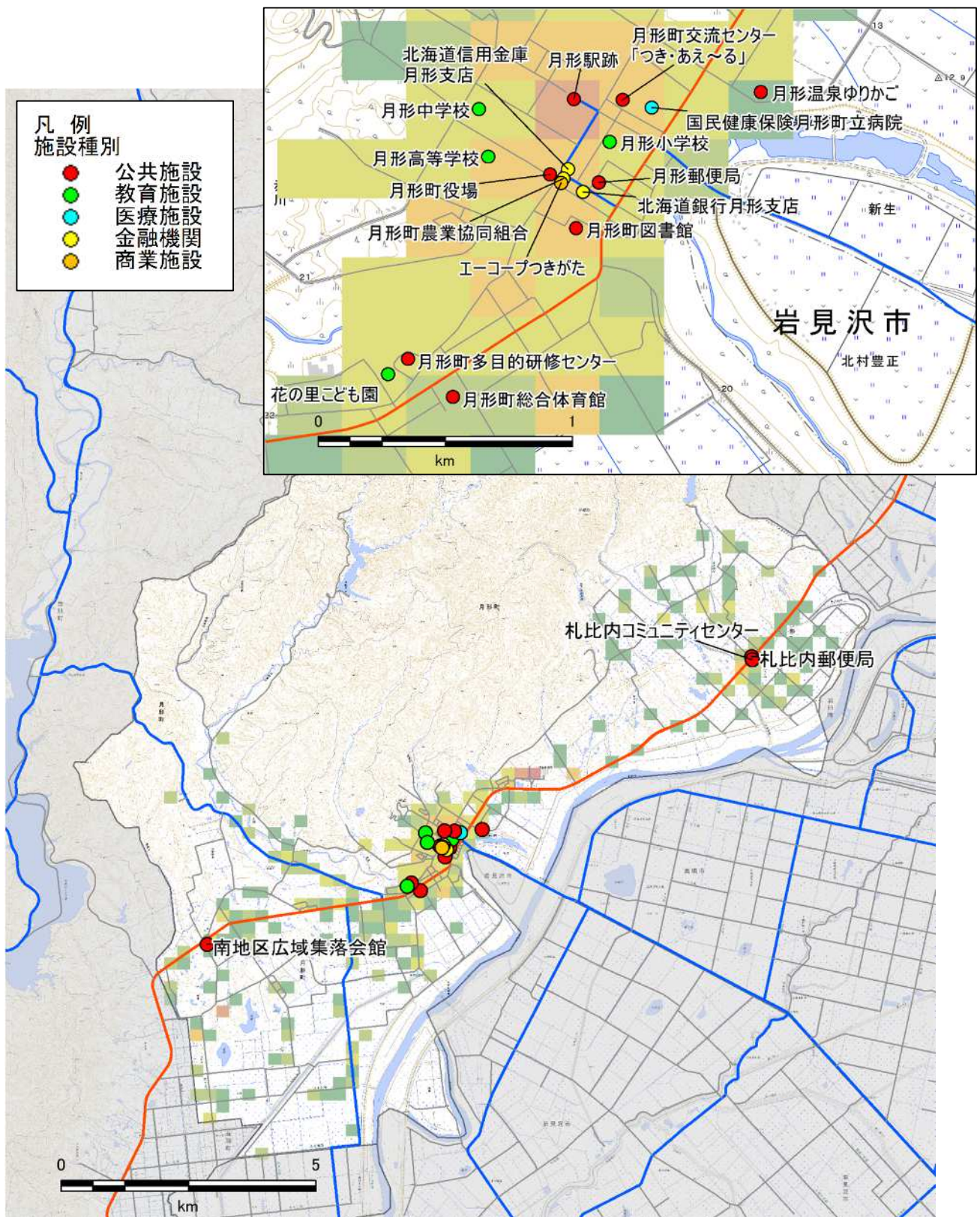
表 3-1 各地区の人口分布状況

地区名	人 口	高齢者人口	高齢化率
市北	382	182	47.6%
市南	421	169	40.1%
北農場	1,286	275	21.4%
赤川	501	173	34.5%
新生区	0	0	0.0%
南耕地区	178	91	51.1%
知来乙区	111	50	45.0%
昭栄区	106	37	34.9%
中和	327	200	61.2%
札比内	379	199	52.5%
合計	3,691	1,376	37.3%

出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>) をもとに作成

(4) 生活関連施設の分布

主要な生活関連施設は、市街地周辺に集中しています。

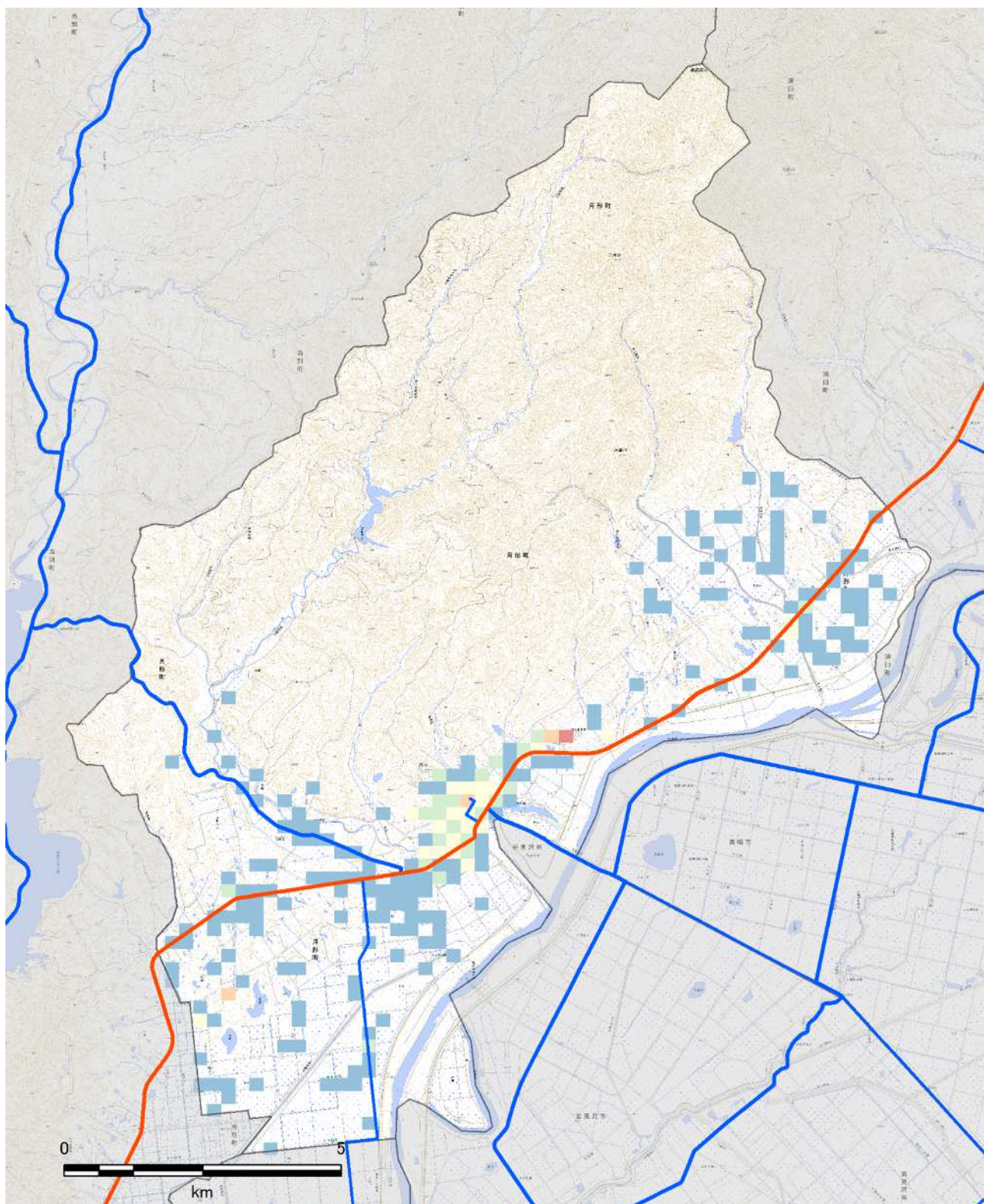


出典：国土交通省「国土数値情報」(<https://nlftp.mlit.go.jp/index.html>) をもとに作成

図 3-5 主要な施設分布状況

(5) 公共交通による支援が必要と想定される住民

本町に居住する免許を持っていない方を公共交通等による支援が必要な方として定義すると、町全体で約 1,900 人の方が移動支援を必要としていると想定されます。



出典：出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>) 及び
北海道警察提供情報より推計

図 3-6 運転免許非保有者数の分布（推計）

表 3-2 各地区の運転免許非保有者数の分布（推計）

地区名	地区人口 (人)	非保有者数 (人)	割合 (%)
市北	382	183	47.9
市南	421	232	55.1
北農場	1,286	645	50.2
赤川	501	277	55.3
新生区	0	0	0
南耕地区	178	69	38.8
知来乙区	111	43	38.7
昭栄区	106	41	38.7
中和	327	191	58.4
札比内	379	173	45.6
合計	3,691	1,854	50.2%

出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>) 及び
北海道警察提供情報より推計

(6) 観光の概況

本町は、南空知地域の他自治体と比較すると観光入込客数の割合は少ない状況で、令和4（2022）年度では南空知地域全体の約2%となっています。

一方で、「月形樺戸博物館」や「皆楽公園」など、立ち寄りや観光周遊時に活用できる観光施設があります。

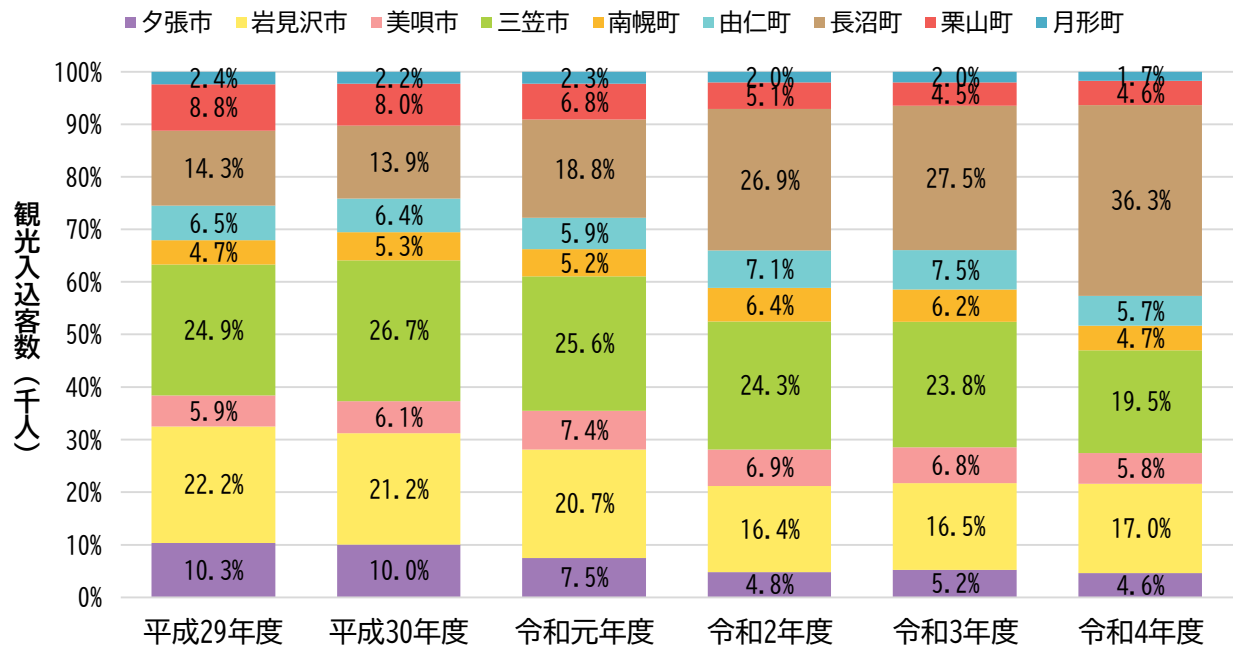
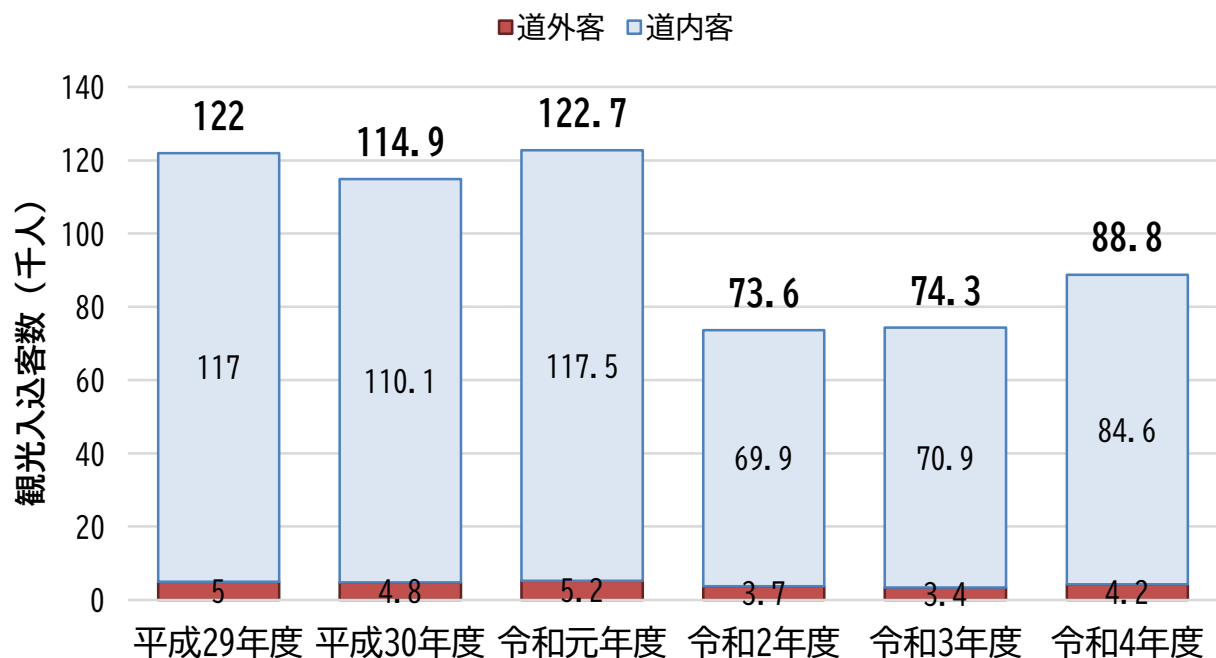


図 3-7 市町別観光入込客数割合



出典：北海道観光入込客数調査報告書 (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/irikomi.html>)
をもとに作成

図 3-8 本町の観光入込客数の推移

3-3 公共交通概況の整理

(1) 公共交通の運行状況

1) 交通事業者等が運行するもの

本町の路線バスは、各事業者により、自治体を跨ぐ広域的な路線バスが運行しています。

また、本町の路線バスの役割は、主に岩見沢方面や当別・札幌方面、浦臼方面及び新篠津・江別方面と本町を結ぶ広域的な交通ネットワークの役割があります。

表 3-3 交通事業者が運行する公共交通の運行状況

運行事業者	路線名	起点	主な経由地	終点	運行ダイヤ			最短所要時間
					運行本数(便)	始発	終発	
中央バス	月形線 ※1	月形駅前	北村支所	岩見沢ターミナル	往 5	6:43	17:55	0:41
		岩見沢ターミナル		月形駅前	復 5	7:40	19:05	0:41
アオヤナギ観光バス	岩見沢月形線 ※2	月形駅前	北村温泉	岩見沢ターミナル	往 6	6:50	18:00	0:40
		岩見沢ターミナル		月形駅前	復 6	7:45	19:20	0:40
新篠津村	江別月形線 (ニューしのつバス)	月形高校	新篠津役場前	江別ターミナル	往 1	15:55	-	1:05
		江別ターミナル		月形高校	復 2	8:20	15:36	1:00
		月形高校	昭栄	新篠津役場前	往 1	8:28	-	0:27
下段モータース	月形当別線	月形駅	月ヶ岡駅	J R 当別駅南口	往 9	6:25	19:45	0:52
		J R 当別駅南口		月形駅	復 9	7:05	20:20	0:52
美唄自動車学校	月形浦臼線	月形駅	札比内駅	えみる	往 5	8:10	18:15	0:34
		えみる		月形駅	復 5	7:30	17:25	0:30

※1 令和7年3月31日で廃止

※2 令和7年4月1日から運行開始

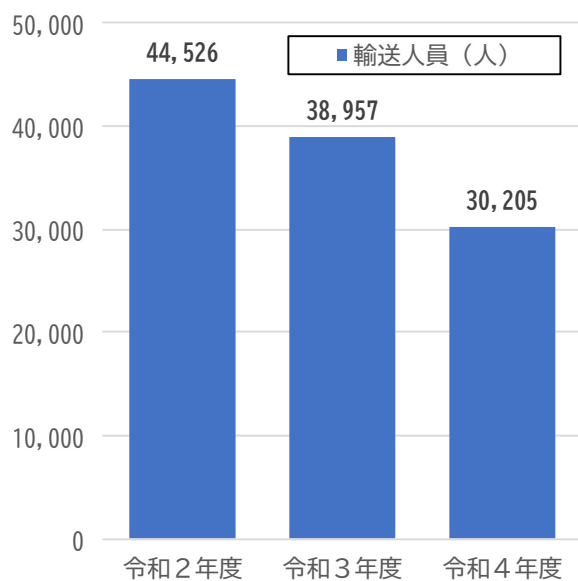


図 3-9 中央バス 月形線の利用状況

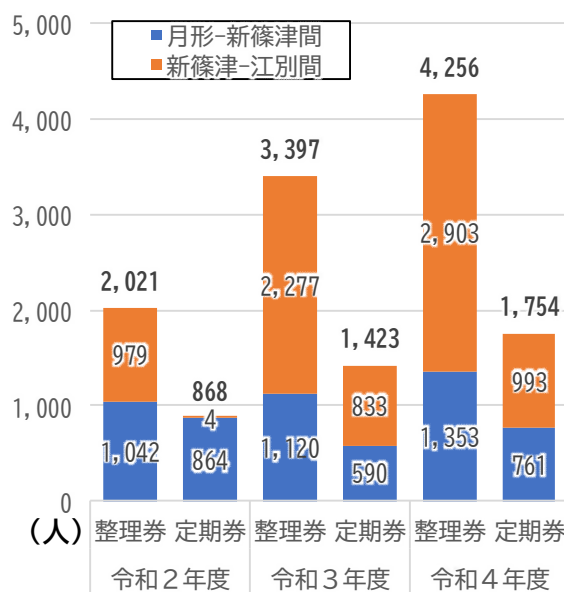


図 3-10 新篠津村 江別月形線の利用状況

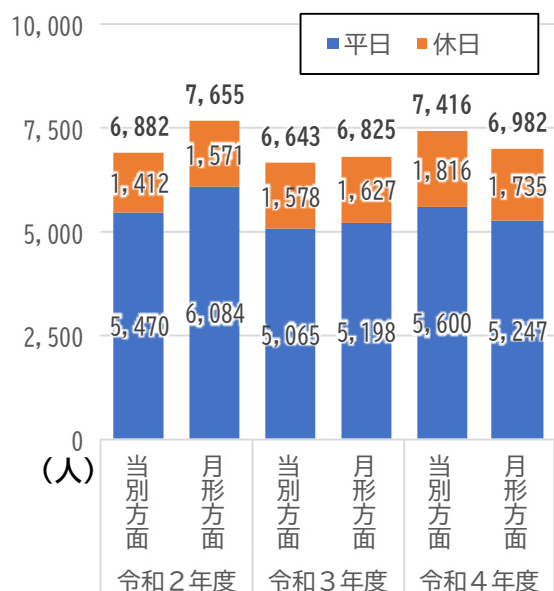


図 3-11 下段モータース 月形当別線の利用状況

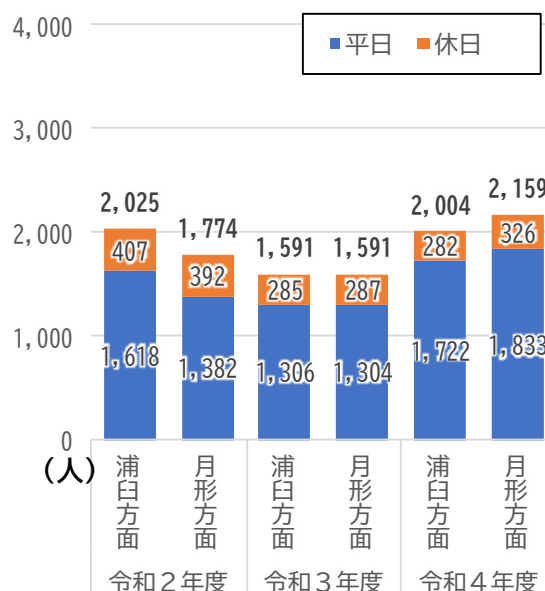


図 3-12 美唄自動車学校 月形浦臼線の利用状況

出典：各運行事業者の保有データをもとに作成

※中央バスはバス事業年度（事業年度の前年10月～9月までの12ヶ月）

2) 月形町が運行するもの

本町独自で、路線バスを補完する交通として、一般混乗対応のスクールバスを運行、定額ハイヤー事業（以下、おでかけハイヤー）を実施しています。

また、スクールバス及びおでかけハイヤー事業は市街地部と郊外部を結ぶ役割があります。

表 3-4 月形町が運行する公共交通の運行状況

路線・系統名等	運行概要	利用対象	令和4年度 利用者数
北地区 スクールバス	・ 平日4便、土曜日2便	・ 児童・生徒を優先 ・ 一般乗降可能	9,616
南地区A スクールバス	・ 平日4便、土曜日2便	・ 児童・生徒を優先 ・ 一般乗降可能	4,094
南地区B スクールバス	・ 平日4便、土曜日2便	・ 児童・生徒を優先 ・ 一般乗降可能	4,882
おでかけハイヤー	・ 事前申込の上、定額ハイヤー登録者証を提示して利用 ・ 行き先は自宅もしくは町内の指定施設に限定 ・ 北農場、市北、市南、赤川地区にお住まいの方は400円/台 ・ 札比内、南耕地昭栄、知来乙、中和地区にお住まいの方は1,000円/台	・ 75歳以上の方 ・ 70歳以上の運転免許のない方 ・ 障がいのある方	2,724

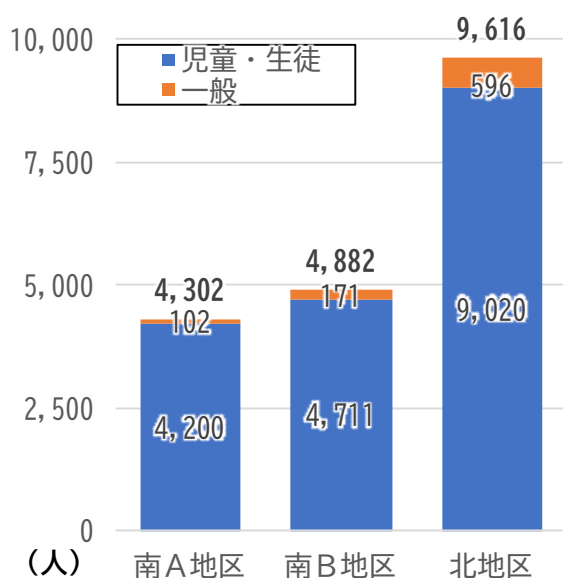


図 3-14 スクールバスの路線別利用状況

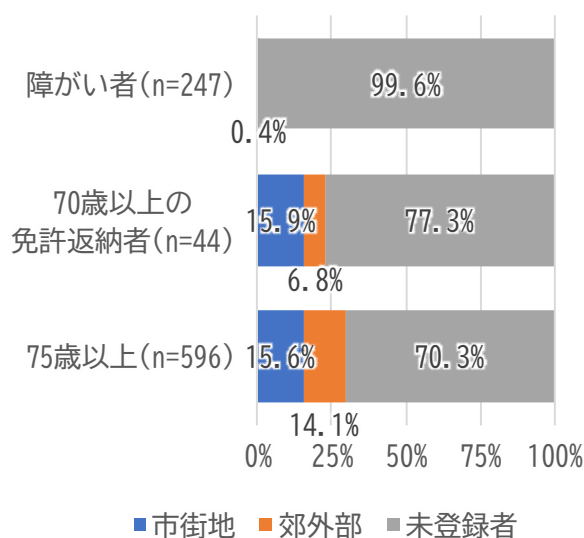


図 3-15 おでかけハイヤーの登録状況（令和4年度実績）

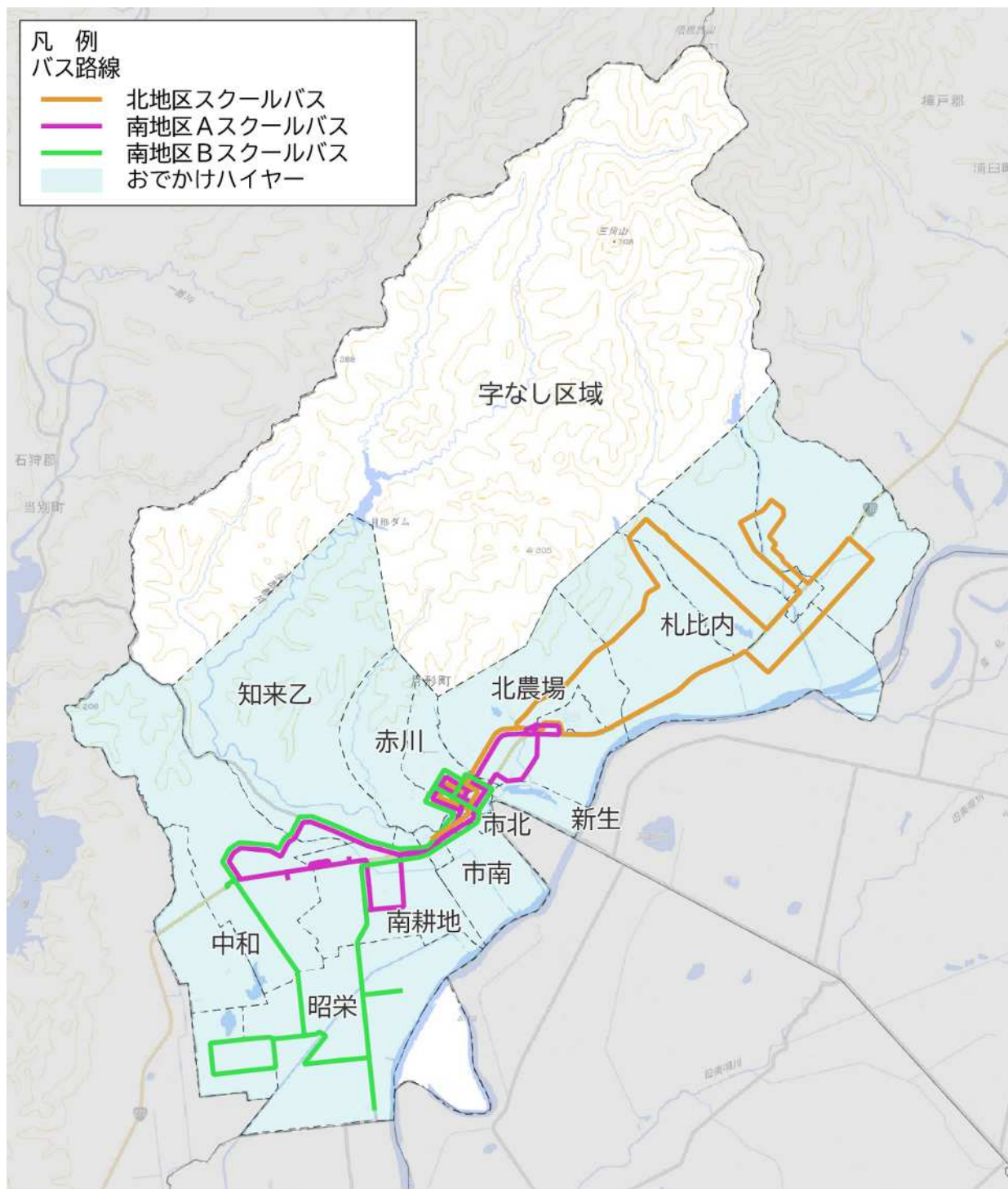


図 3-16 月形町が運行する公共交通網

3) その他送迎サービス等

本町では、モビリティ運行以外にも下記の送迎サービス等を実施しています。

表 3-5 町内その他送迎サービスの概要

路線・系統名等	運行概要	利用対象	令和4年度 利用者数
福祉有償運送	・片道 1.5km まで 300 円で送迎	・一人での外出が困難、公共交通の利用が難しい方を対象	332
月形町 ぬくもり福祉券	・1枚額面 200 円、50 枚交付 ・下記の支払いに利用可能 ①月形町民保養センターの入館料 ②町内のハイヤー、福祉有償運送車両の乗車料、札沼線バスの乗車料 ③社会福祉協議会が窓口となり実施している、配食サービスの利用料 ④社会福祉協議会が窓口となり実施している、除雪サービスの利用料 ⑤町内の福祉施設商品の購入費	・70 歳以上の方	10,395

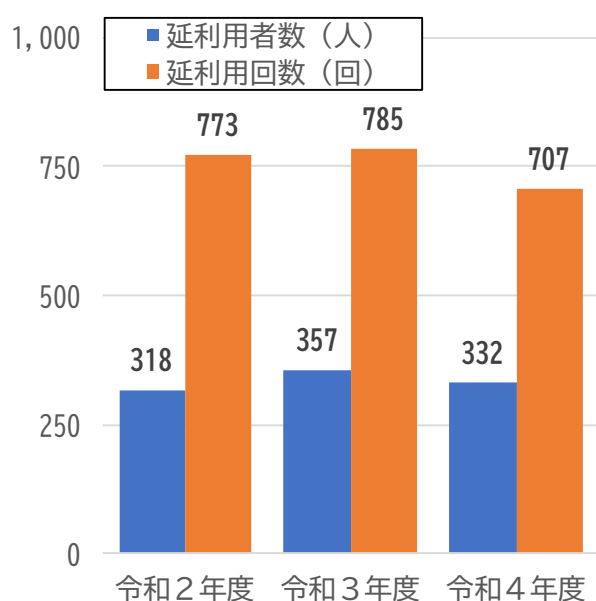


図 3-17 福祉有償運送の利用状況

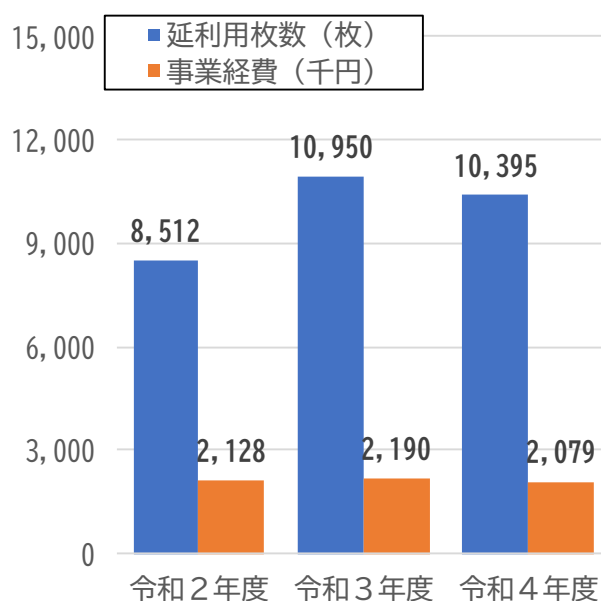


図 3-18 月形町ぬくもり福祉券の利用状況

(2) その他移動支援等に係る事業・モビリティ運行も含めた費用状況

移動支援等の事業費用は 4,800 万円規模となっています。

表 3-6 その他移動支援等に係る事業概要・費用状況 (1/2)

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
月形町ぬくもり福祉券交付事業	・ 70 歳以上の町民に町内各施設等、交通機関（札沼線バス、ハイヤー）で利用できる福祉券を交付（10,000 円/人）	2,079
月形町訪問看護利用者交通費助成事業	・ 訪問看護サービス利用者へ交通費を助成（600 円/回（12,000 円/月）上限）	41
月形町子ども・精神障害回復者訓練通所交通費助成事業	・ 町外施設に通所する児童等へ交通費の一部を助成 ・ J R 又はバスでの移動の場合： 最寄りの乗車駅等から通所機関までの間を往復した交通費（各種手帳等による割引適用区間については、割引後の額）の 2 分の 1 の額 ・ 自家用車等での移動の場合： 自宅から町外の施設（札幌市を除く）まで往復 1,000 円 自宅から札幌市の医療機関まで往復 1,500 円	265
月形町人工透析通院交通費助成事業	・ じん臓機能障がい者に対し、交通費の一部を助成 ・ J R 又はバスでの移動の場合： 最寄りの乗車駅等から通所機関までの間を往復した交通費（各種手帳等による割引適用区間については、割引後の額）の 2 分の 1 の額 ・ 自家用車等での移動の場合： 自宅から町外の施設（札幌市を除く）まで往復 1,000 円 自宅から札幌市の医療機関まで往復 1,500 円	513
月形町妊婦妊産婦健康診査通院等支援事業	・ 月形町妊婦妊産婦健康診査及び出産に係る通院交通費を助成（1,540 円/回）	117
月形町乳幼児法定予防接種通院交通費助成事業	・ 法定予防接種を受ける乳幼児等へ交通費を助成（1,000 円/日）	160
月形町乳幼児医療機関通院交通費助成事業	・ 町外の医療機関（歯科・調剤薬局を除く）に通院する乳幼児等へ交通費を助成（1,000 円/日）	709
月形町高齢者等運転免許自主返納支援事業	・ 高齢者等で運転免許証を自主返納したものに経歴証明書の手数料分と 20,000 円分の商品券を配布	246
月形町人づくり振興協議会	・ 月形高校へ通学する生徒へ交通費を助成（実費交通費の 1/2）	2,556
スクールバス運行事業	・ 町内の交通確保のため、住民の一般混乗が可能なスクールバスを運行（3 路線）	17,235
日常生活機能対策乗合バス事業（月形浦臼線）	・ バス運行事業者に経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	9,860
日常生活機能対策乗合バス事業（月形当別線）	・ バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	8,409
日常生活機能対策乗合バス事業（ニューしのつバス）	・ バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	750
日常生活機能対策乗合バス事業（中央バス月形線）	・ バス運行事業者経常費用と経常収益の差額を補助する（赤字補填）	710

表 3-7 その他移動支援等に係る事業概要・費用状況（2／2）

事業名等	事業概要	R4 実績 (千円)
夜間送迎ハイヤー使用料	・月形当別線（下り）最終便以降の交通手段として夜間に利用するハイヤーの乗車費用を全額助成する。対象者は月形当別線の月形当別間の定期券を購入している方とし、北海道医療大学駅から各バス停までの区間が対象とする。	13
日常生活機能対策乗合ハイヤー事業 (ハイヤー事業)	・町内に事業所を有するハイヤー会社の運営費の一部を補助する。	2,500
日常生活機能対策乗合ハイヤー事業（おでかけハイヤー事業）	・75歳以上の高齢者、70歳以上で免許を有しない高齢者、障がいを持っている方等を対象に、自宅から目的施設までを定額運賃で乗車できるよう助成を行う。	1,411
合計		47,574

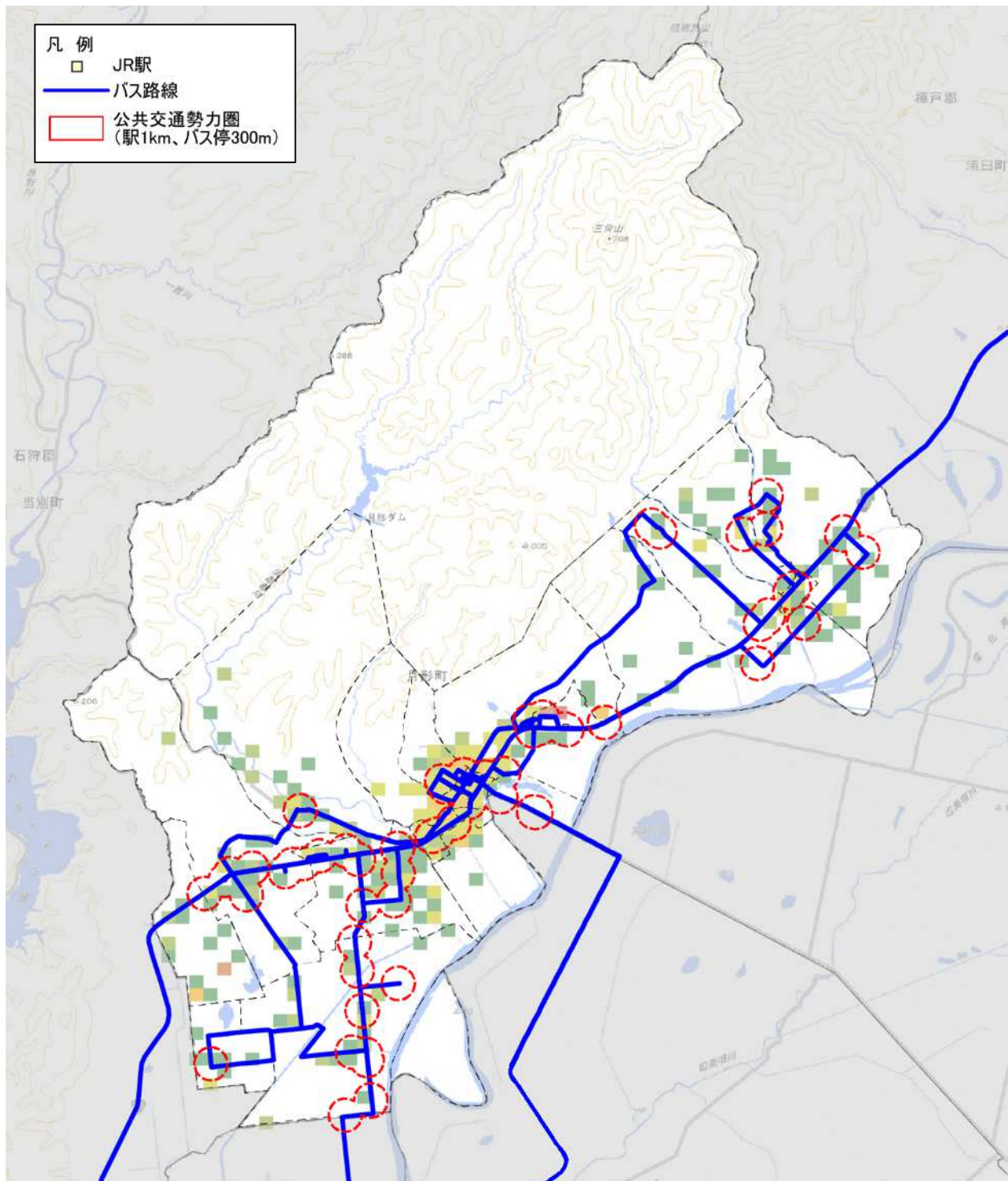
表 3-8 その他移動支援等に係る事業費用の推移

事業名	R 2	R 3	R 4
月形町ぬくもり福祉券交付事業	2,128	2,190	2,079
月形町訪問看護利用者交通費助成事業	148	162	41
月形町子ども・精神障害回復者訓練通所交通費助成事業	230	274	265
月形町人工透析通院交通費助成事業	680	598	513
月形町妊産婦健康診査通院等支援事業	218	398	117
月形町乳幼児法定予防接種通院交通費助成事業	99	142	160
月形町乳幼児医療機関通院交通費助成事業	644	555	709
月形町高齢者等運転免許自主返納支援事業	146	203	246
月形町人づくり振興協議会	3,209	2,819	2,556
スクールバス運行事業	15,963	16,112	17,235
日常生活機能対策乗合バス事業（月形浦臼線）	8,341	8,145	9,860
日常生活機能対策乗合バス事業（月形当別線）	9,152	5,267	8,409
日常生活機能対策乗合バス事業（ニューしのつバス）	750	750	750
日常生活機能対策乗合バス事業（中央バス月形線）	1,725	1,015	710
夜間送迎業務	1,965	-	-
夜間送迎ハイヤー使用料	-	0	13
日常生活機能対策乗合ハイヤー（ハイヤー事業）	2,500	2,500	2,500
日常生活機能対策乗合ハイヤー（おでかけハイヤー事業）	-	897	1,411
予約運行型乗合交通事業	951	-	-
合計	47,888	40,932	47,574

(3) バス停までのアクセスのしやすさ

バス停から半径 300mの圏域を公共交通が利用しやすいエリア（以下、公共交通勢力圏）と設定し、公共交通勢力圏に含まれている人口の割合を公共交通カバー率として定義します。

路線バス及び月形町独自の交通による本地域の公共交通カバー率は、全体で 62.8%となっています。



出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>)

図 3-19 公共交通勢力圏

表 3-9 各地区の公共交通カバー率

地区名	路線バス・ 月形町の交通 によるカバー人口	カバー率
市北	360	94.2%
市南	304	72.2%
北農場	909	70.7%
赤川	253	50.5%
新生区	0	0.0%
南耕地区	106	59.6%
知来乙区	33	29.7%
昭栄区	49	46.2%
中和	78	23.9%
札比内	217	57.3%
合計	2,309	62.8%

出典：総務省統計局「令和2年国勢調査」(<https://www.e-stat.go.jp/>)

4. 地域の移動ニーズ等の整理

4-1 まちづくりアンケート

(1) 調査概要

1) 調査目的

このアンケートは、「月形町第5次総合振興計画」及び「第3期月形町創生総合戦略」を策定するために、月形町に在住の18歳以上の町民、中学生・高校生を対象に、暮らしの中で感じていることや、まちづくりへの意見やアイデアなどを把握し、計画に反映させるために実施しました。

2) 調査期間

令和5（2023）年9月15日（金）～10月31日（火）

3) 調査対象

月形町の在住する中学生・高校生（全生徒）

月形町の在住する18歳以上の成人1,000人を無作為に抽出

4) 調査方法

郵送による調査票の配布・回収

5) 回収状況

中高生調査：配布数 84 通、回収 44 通、回収率 52.4%

成人調査：配布数 1,000 通、回収 402 通、回収率 40.2%

(2) 調査結果概要（公共交通に係る内容を抜粋）

1) 中高生調査

■10年後の月形町に必要なもの

- ・バスの本数を増やす
- ・一時的なものではなく、長期に渡って持続できる事業が必要
- ・交通網の充実

■月形町に望むこと、まちづくりに関する意見・提案

- ・交通面をもっと便利にして欲しい
- ・バス通学だと部活を途中で切り上げることがある
- ・岩見沢等に向かうバスの便を増やしてほしいです
- ・バスの料金が高く、本数が少ない

2) 成人調査

表 4-1 町の取組で重要度が高い上位 10 位

順位	項目	割合
1	雪対策の状況	81.4%
2	買物環境の状況	74.2%
3	医療体制	73.5%
4	消防・救急体制	66.8%
5	農業振興の状況	66.0%
6	子育て支援体制	66.0%
7	防災体制	65.1%
8	商業振興の状況	64.8%
9	観光振興の状況	62.0%
10	高齢者支援体制	61.2%

表 4-2 町の取組で満足度が高い上位 10 位

順位	項目	割合
1	消防・救急体制	50.0%
2	ごみ処理・リサイクル等状況	45.0%
3	上水道の整備状況	40.9%
4	下水道の整備状況	37.6%
5	雪対策の状況	35.0%
6	し尿処理の状況	33.4%
7	情報環境	33.2%
8	防災体制	32.2%
9	保険サービス提供体制	25.7%
10	スクールバスの運行	25.3%

表 4-3 町の取組で重要度が低い上位 10 位

順位	項目	割合
1	新エネルギー導入の状況	26.4%
2	国内外との交流活動の状況	17.5%
3	町民参画・協働の状況	14.5%
4	男女共同参画の状況	14.2%
5	コミュニティ活動の状況	14.1%
6	緑化の推進状況	13.1%
7	環境保全の状況	13.0%
8	スクールバスの運行	13.0%
9	広域連携によるまちづくり	12.8%
10	土地利用の状況	12.4%

表 4-4 町の取組で満足度が低い上位 10 位

順位	項目	割合
1	買物環境の状況	51.1%
2	商業振興の状況	38.2%
3	観光振興の状況	36.0%
4	定住促進対策の状況	35.2%
5	工業振興・企業誘致の状況	34.2%
6	医療体制	33.7%
7	住宅施策の状況	32.4%
8	雇用対策の状況	31.9%
9	公園・緑地の整備状況	30.2%
10	雪対策の状況	29.9%

表 4-5 交通に係る項目の重要度

	重 要	やや 重要	普 通	あまり 気にな らない	気にな らない
札沼線代替 バスの状況	29.6%	25.9%	32.3%	7.3%	4.9%
路線バスの 状況	29.9%	27.1%	31.5%	7.1%	4.4%
スクールバス の運行	28.7%	17.7%	40.6%	6.1%	6.9%
おでかけハイ ヤーの運行	26.2%	22.2%	40.0%	5.7%	5.9%

表 4-6 交通に係る項目の満足度

	満 足	まあ 満足	普 通	やや 不満	不 満
札沼線代替 バスの状況	3.8%	10.1%	56.6%	22.7%	6.8%
路線バスの 状況	3.0%	7.5%	60.4%	21.9%	7.2%
スクールバス の運行	9.6%	15.7%	68.0%	3.9%	2.8%
おでかけハイ ヤーの運行	6.0%	17.3%	65.9%	8.5%	2.2%

4-2 民生委員児童委員アンケート調査

(1) 調査概要

1) 調査目的

町内に居住する高齢者等の生活状況の整理に向け、民生委員児童委員を通じたアンケート調査を実施し、移動実態や移動ニーズ等を把握することを目的に調査を実施しました。

2) 調査期間

令和5（2023）年7月13日（木）～8月31日（木）

3) 調査対象

月形町民生委員児童委員

4) 調査方法

民生委員児童委員協議会で説明の上、調査票を記入、役場などまでに持ち込み、もしくはFAX送付

(2) 調査結果概要

1) 移動実態

表 4-7 調査実施時の移動実態

1人で外出できる方	1人での外出が困難な方
- 買物は家族送迎だが、通院は時間が合わないためハイヤー - 家族に送迎をお願いしたいが気を遣う - 行き先が同じ方に同乗させてもらうこともある - ハイヤーでJRやバス停まで行き岩見沢へ通院 - 買物した後にバスで帰ってくるのは大変 - 自宅からバス停までが遠い - 町内の移動はあまり困っていないが、バスが減便等になり岩見沢市に行くのは大変 - バスを利用しても帰りの便によっては用事が足しきれない	- 社会福祉協議会の福祉ハイヤーを利用できるため不便は感じていない - 家族に送迎してもらっているが時間が合わない時もある - 社会福祉協議会の送迎はありがたい - 家族もしくはヘルパーをお願いすることが多いため、あまり困っていない - 町外の病院へ家族に送迎してもらっているが、今後都合が悪くなった際の移動が不安 - 移動販売車やトドックを利用しているため外出しない

2) よく利用する医療機関・商業施設

表 4-8 主な行き先となっている医療機関・商業施設

自治体名	医療機関名	商業施設名
月形町	- 月形町立病院 - はーと歯科クリニック - 山崎歯科医院 等	- Aコープ月形店 - DCMニコット月形店 等
岩見沢市	- 岩見沢労災病院 - 岩見沢市立病院 等	- DCMホームマック岩見沢店 - ビックハウス岩見沢店 - イオン岩見沢店 - アークス岩見沢店 等
その他	札幌ハートクリニック（札幌市） 等	- イオン三笠店（三笠市） - アークス当別店（当別町） 等

3) 公共交通や移動に係る要望・意見

表 4-9 調査実施時の要望・意見

1人で外出できる方	1人での外出が困難な方
【バス全般に係る要望】 ▪ 岩見沢の病院にはバスを利用しているが乗り継ぎが大変なので月形町から岩見沢に行く予約制のバスがあるとよい ▪ スクールバスなどで買物したあと、待合所がなく、今年のような暑さは厳しいため、町の施設などを開放して休憩スペースを作って欲しい ▪ バス停までが遠い。行きたい時間、帰りたい時間に帰れないなど制限がある ▪ バス停まで行くのが大変。福祉タクシーをどうしても利用してしまう ▪ 岩見沢へ行くバスが減ってきて町外へでかけられなくなってきているため、おでかけハイヤーなどの町外延長を検討できないか ▪ 岩見沢の病院へ通院のためバスを利用し、午後帰りのバスの待ち時間が長く不便 【ハイヤー等に係る要望】 ▪ おでかけハイヤーの料金について、南耕地はちょうど境目で隣の家と倍以上料金が違う。せめて三段階くらいにできないか ▪ おでかけハイヤーで道銀月形支店・信金月形支店も対象にして欲しい ▪ おでかけハイヤーは1カ所しか行けないので都合が悪い ▪ 町立病院の受付が朝9時からなので、タクシーを利用することが多くなるため、おでかけハイヤーの朝の開始時間をもう少し早くして欲しい ▪ おでかけハイヤーを利用しているが、自宅から目的地までの利用に決められているので、タクシーに近い形で利用したい	▪ 乗り降りが大変なので公共交通は利用しない ▪ 町外の病院に行っている人からの要望で、家族が送迎できない時の移動手段を考えて欲しい。例えば社協などと連携してボランティア輸送を行うなど ▪ トドックを利用したいが手続きがよくわからない ▪ 移動スーパーがあれば良い

4-3 南空知地域公共交通計画策定に係るアンケート

(1) 調査概要

1) 調査目的

本調査は、南空知地域公共交通活性化協議会が主体となり、南空知地域の公共交通網の検討に向けて、各市町の住民の生活実態や公共交通に対するニーズ等を的確に把握することを目的に調査を実施しています。

なお、本計画では本町に係る内容を抜粋して掲載します。

2) 調査期間

令和5（2023）年9月19日（火）～10月31日（火）

3) 調査対象

本町に居住する世帯（770世帯）を抽出

4) 調査方法

郵送による配布及び回収、もしくはWEBアンケートフォームによる回答

5) 調査票の配布及び回収状況

表 4-10 調査票の回収状況

	配布数	回収数	うちWEB 回答者数	回収率 (%)
夕張市	810	168	15	20.7
岩見沢市	2,520	600	69	23.8
美唄市	820	208	11	25.4
三笠市	810	209	28	25.8
南幌町	810	259	27	32.0
由仁町	790	212	26	26.8
長沼町	820	180	19	22.0
栗山町	820	224	20	27.3
月形町	770	272	24	35.3
合計	8,970	2,332	239	26.0

(2) 調査結果概要

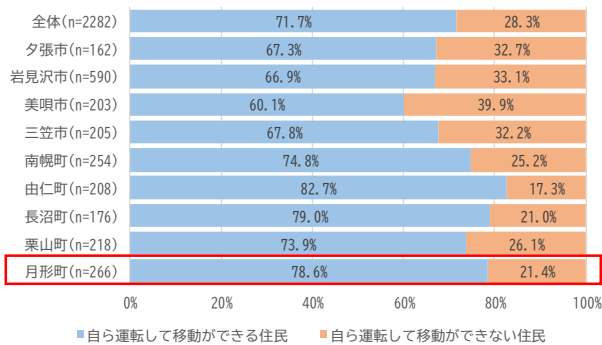


図 4-1 公共交通による支援が必要な可能性のある住民の割合

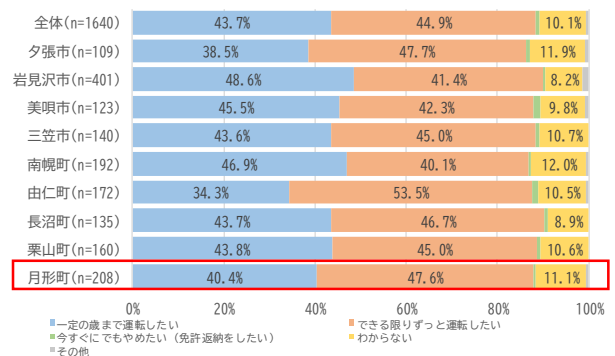


図 4-2 運転意向

	全体 (n=2332)	夕張市 (n=153)	岩見沢市 (n=531)	美唄市 (n=197)	三笠市 (n=181)	南幌町 (n=232)	由仁町 (n=186)	長沼町 (n=161)	栗山町 (n=204)	月形町 (n=248)
公共交通に頼らざるを得ないため、大事な移動手段である	37.7%	36.6%	44.4%	41.1%	53.6%	49.6%	33.9%	35.4%	43.1%	35.1%
数年後には免許を返納する予定のため、大事な移動手段である	28.9%	33.3%	30.9%	32.0%	35.4%	37.9%	30.6%	31.1%	33.8%	27.4%
障がいがあるため、福祉的な移動支援と組み合わせながら利用する	5.0%	6.5%	6.2%	5.1%	5.5%	9.5%	5.4%	1.2%	5.4%	3.6%
数年後には進学等で今の住まいから引っ越すため、利用しなくなると思う	0.9%	2.0%	0.9%	0.0%	0.6%	0.9%	2.2%	0.6%	1.5%	1.2%
自動車が主な交通手段だが、極力公共交通を利用したいと思う	28.6%	21.6%	31.5%	28.4%	25.4%	37.9%	34.9%	32.3%	41.2%	31.0%
自動車が主な交通手段のため、利用しないと思う	23.4%	29.4%	23.4%	20.3%	23.8%	22.8%	34.9%	33.5%	22.1%	31.0%

図 4-3 公共交通の利用に対する考え方

	全体 (n=2332)	夕張市 (n=153)	岩見沢市 (n=531)	美唄市 (n=197)	三笠市 (n=181)	南幌町 (n=232)	由仁町 (n=186)	長沼町 (n=161)	栗山町 (n=204)	月形町 (n=248)
自宅や自宅近辺から乗車し、乗り継いで他の自治体に行けること	20.9%	16.3%	24.9%	20.8%	24.3%	21.1%	20.4%	33.5%	21.6%	24.6%
自宅や自宅近辺から乗車し、乗り継ぎをしないで他の自治体に行けること	43.4%	56.2%	36.3%	36.5%	60.2%	60.8%	63.4%	44.7%	54.4%	44.4%
目的地に到着してほしい時間帯に利用できること	39.0%	39.2%	41.2%	38.6%	47.5%	40.1%	48.9%	42.2%	52.0%	44.8%
他の自治体に行く際の運賃が利用しやすいこと	23.7%	19.0%	20.2%	25.4%	32.0%	33.2%	31.2%	25.5%	25.5%	32.3%
住んでいる自治体内で移動する際の運賃が利用しやすいこと	17.3%	9.2%	29.9%	27.4%	17.7%	10.8%	17.7%	15.5%	14.2%	12.9%
自治体をまたぐ公共交通の移動時間・乗車時間が短いこと	14.0%	14.4%	7.5%	14.2%	18.2%	22.4%	19.4%	22.4%	17.6%	17.7%
住んでいる自治体内での移動が便利であること	21.8%	30.1%	37.7%	35.5%	16.6%	12.1%	16.7%	21.7%	17.2%	13.3%
始発時間が早くなること	3.0%	3.9%	2.4%	2.0%	5.5%	4.7%	4.8%	1.9%	4.4%	2.4%
終発時間が遅くなること	7.3%	2.6%	6.8%	3.6%	7.7%	15.5%	9.1%	6.2%	12.3%	8.9%
分かりやすい路線図や時刻表が整理されていること	17.5%	19.0%	24.1%	21.8%	13.3%	21.1%	18.8%	19.3%	18.1%	12.9%
その他	4.8%	4.6%	6.8%	7.6%	5.0%	3.4%	5.9%	7.5%	4.4%	2.4%
現状のままで良い	10.1%	3.9%	12.8%	8.6%	11.0%	13.8%	9.1%	15.5%	11.3%	11.3%

図 4-4 住民が求めるサービス水準

4-4 中央バス月形線 追加アンケート調査

(1) 調査概要

1) 調査目的

月形町地域公共交通計画及び月形町総合振興計画の策定に係るアンケート調査等を実施し、内容を集約したところ、通勤・通学・通院等を目的とした岩見沢市への移動手段について、多くの要望・意見があったことから、具体的なニーズを探るため、中央バス月形線に係る追加アンケート調査を行いました。

2) 調査期間

令和5（2023）年12月8日（金）～12月22日（金）

3) 調査対象

令和5年12月1日現在、月形町内に在住する中学生及び高校生のいる世帯

※高校生は、月形町から岩見沢市内の高校に通学する生徒を対象とする

月形町民生委員児童委員協議会委員

月形町社会福祉協議会が開催するサロン参加者

4) 調査方法

アンケート用紙の配布・回収（一部でWEBアンケート回答を併用）

5) 回収状況

中学生・高校生保護者世帯：配布数51世帯、回収数37世帯

民生委員児童委員協議会：配布数16名、回収数13名

社会福祉協議会サロン参加者：回収数42名

(2) 調査結果概要

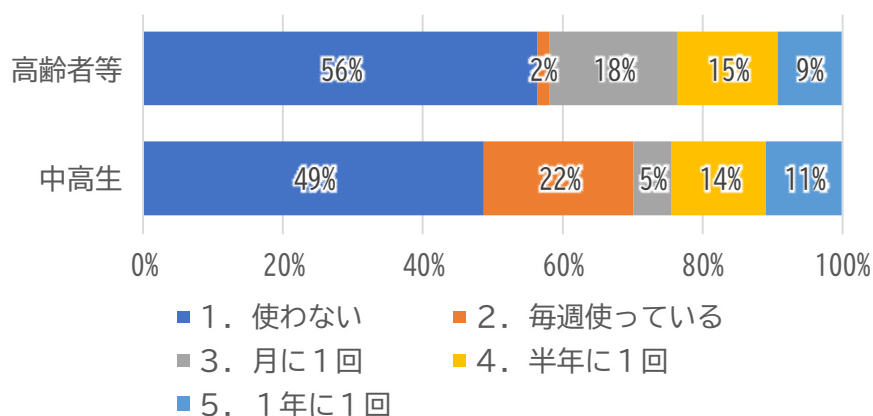


図 4-5 利用頻度

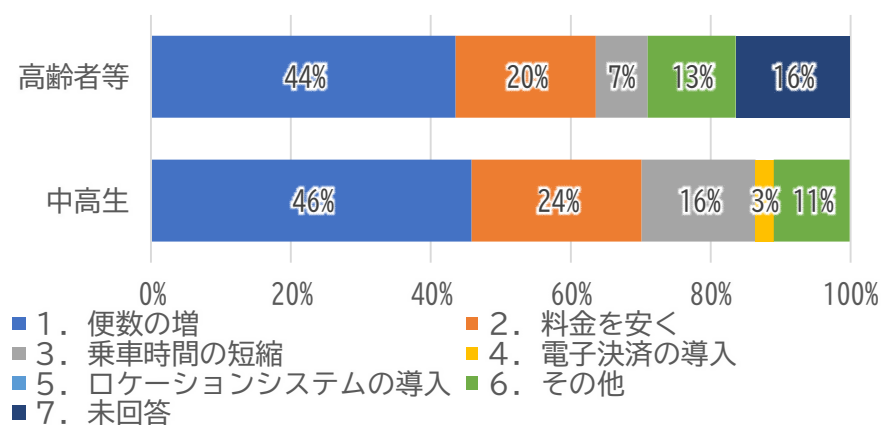


図 4-6 重要だと思う利用促進策

■中学生・高校生保護者世帯の意見等

- ・田舎で免許も車も持たない子どもの事を思うと使い勝手の良い交通体制は整備してもらいたい
- ・塾への利用として子どもが使っていますが、時間帯が合わないことが多く使いたいけど使えない時間があり、特に土曜日など本数が少ないので利用できません
- ・岩見沢駅北口着でもいいと思います。地域の孤立につながるので、維持をお願いしたいです

■民生委員児童委員・社会福祉協議会サロン参加者の意見等

- ・自家用車が乗れなくなったらいずれ通院などに利用することになるので、存続してほしい
- ・岩見沢駅北口での降車は、JRへの接続には便利だが、岩見沢ターミナルへの接続を考えると高齢者にとっては負担
- ・高齢者にとっては、誰でも座れるベンチ、お手洗いがあるところがあるのが良い。岩見沢駅近くで、そういった場所の広報等での周知があると利用しやすい
- ・旧月形駅前のバス停に待合所を建ててもらいたい

5. 計画期間内で解決を目指す課題

5-1 個別課題

(1) 地域概況から整理される現状・問題点・課題

	現状	問題点	課題
人口概況	■ 本町の人口はH27国勢調査人口と比較し約2割減少 ■ R2国勢調査における高齢化率は37.3% ■ 高齢化率が50%を超えている地区も存在 ■ 市街地周辺地区に人口が集中 ■ 郊外部にも一定数の人口が点在	■ 人口減少に伴う公共交通利用者の減少 ■ 移動支援を必要としている町民が町内全域に分布している可能性 ■ 郊外部における散居形態の進行	■ 人口減少・少子高齢化に対応した公共交通網の構築 ■ 現状の移動支援策の持続可能性の確保
生活関連施設等	■ 市街地周辺地区に主要な生活関連施設が集中 ■ 月形小学校跡地に地域拠点施設が整備予定	■ 円滑に主要な生活関連施設間を移動できるモビリティをいかに確保し続けていくか ■ 交通拠点としての位置付け	■ 利用者にとって分かりやすい、待ちやすいなど利便性を考慮した拠点整備、待合環境の構築
観光	■ 本町の観光客入込客数は10万人前後 ■ 更なる観光誘客の検討	■ 町内を目的地とした観光客の公共交通利用は少ない	■ 観光誘客を目的とした公共交通と観光施設への移動の検討
（岩見沢月形線） 路線バス	■ 月形町-岩見沢市を結ぶ唯一の民間バス路線 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両（乗車定員30人以上）による運行が適していない利用状況	■ 地域旅客運送サービス継続事業を活用した代替サービスの検討 ■ 利用促進策の展開
（月形当別線） 路線バス	■ 月形町-当別町を結ぶ唯一の民間バス路線 ■ 当別町からはJR札幌線に接続 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両（乗車定員30人以上）による運行が適していない利用状況	■ 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用し、利用促進を図り運行を継続
（月形浦臼線） 路線バス	■ 月形町-浦臼町を結ぶ唯一のバス路線 ■ 主に月形高校への通学・札幌方面への通院時の移動手段として利用	■ 通学時間帯を除くと一般バス車両（乗車定員30人以上）による運行が適していない利用状況	■ 地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用し、利用促進を図り運行を継続
しのつバス	■ 月形町-新篠津村-江別市を結ぶ唯一のバス路線 ■ 通学時の移動手段として主に利用	■ 月形高校への通学時間帯にしか運行していないため、一般バス車両（乗車定員30人以上）による運行が適していない利用状況	■ 利用促進を図りながら、バス路線として運行を継続
ハイヤー事業	■ 実証運行等を踏まえR4年度から本格的に事業開始 ■ 利用者の約9割は75歳以上 ■ 郊外部よりも市街地居住者の利用割合が多い	■ 高齢者による交通事故抑制に向けた免許返納を推進する移動支援策の不足 ■ 現状の利用状況の維持 ■ 郊外部居住者の移動手段の一つであることの意識付け	■ 財政面も含め持続性を考慮した事業継続
スクールバス	■ 登校1便、下校3便 ■ 小・中学生が主な対象 ■ 一般混乗が可能	■ 児童・生徒の移動が優先されるため一般利用者のニーズがミスマッチ	■ 通学支援を主な機能とし一般利用者の移動を補完するモビリティとして整理

※中央バスが運行する月形線は、令和7年3月31日で廃止され、令和7年4月1日より代替交通として、岩見沢月形線の運行を開始する。

(2) 地域の移動ニーズ等から整理される現状・問題点・課題

	地域ニーズ	課題
待合環境	■ 市街地内で待合所がなく、町の施設などを開放するなどの待合環境の利便性向上の検討	▶ 【再掲】 ■ 利用者にとって分かりやすい、待ちやすいなど利便性を考慮した拠点整備、待合環境の構築
移動あり支援	■ 町外への移動手段の限定化が進んでおり、既存の移動支援の拡充の検討	▶ ■ 既存モビリティの拡充を含めた生活圏自治体までの交通ネットワークの充実
おでかけハイヤー事業	■ おでかけハイヤーの対象施設の増加 ■ 複数箇所の目的施設への立ち寄り ■ 病院受付に間に合う時間設定の検討 ■ 料金設定の見直し	▶ 【再掲】 ■ 財政面も含め持続可能性を考慮した事業継続 ▶ 【再掲】 ■ 現状の移動支援策の持続性の確保

5-2 重点課題

計画期間内で解決を目指す課題として、下記の4項目を重点課題として整理しています。

(1) 生活圏となっている自治体までの交通ネットワークの確保

本町の生活圏は、岩見沢市をはじめとして、当別・札幌方面、浦臼方面及び新篠津・江別方面など多岐にわたっており、公共交通が主な移動手段となっている免許を持っていない世代や世帯等が、今後も安心して生活していくために、生活圏自治体までの交通ネットワークが途切れずに維持され続けることが必要です。

(2) 移動支援策も含めた円滑な町内交通の確保

本町ではモビリティの運行による町内交通の確保のほか、おでかけハイヤー事業によるドアトゥドア型の移動支援も実施しており、今後も地域の交通資源を活用し、移動手段の選択肢が充実化され、円滑に町内を移動できる交通網の確保が必要です。

(3) 乗り継ぎの利便性向上のための交通結節点及び待合所の確保

本計画の推進期間中に進められる地域拠点施設整備との連動も重要であり、交流拠点等の役割のほか、地域公共交通の結節点として各種待合機能の整備が予定されているため、拠点整備等のまちづくりとも連動し、町内交通と広域的な交通が円滑に接続する公共交通網の形成も必要です。

(4) 公共交通の持続可能性を向上させる施策展開

主な移動手段が自動車であることや公共交通利用者のニーズの多様化が進み、公共交通の利用者の大幅な改善は難しい状況です。

一方で、公共交通による移動が必要な世代や世帯、いわゆる通学世代や自動車のない高齢者世帯などの方々は移動手段が限定化されているため、通学世代や自動車のない高齢者世帯などの方々が利用しやすい、利用したくなるような施策展開が必要です。

6. 基本方針及び目標

6-1 基本方針

基本方針

安全・快適に暮らせる 交通まちづくり

6-2 基本方針の実現に向けた目標

目標Ⅰ

町民の広域的な生活交通を支援する公共交通の確保

- ・本町での安全・快適に生活していくためには、生活圏となっている自治体まで移動できる公共交通が運行し続けていることが重要です。
- ・そのため、移動目的や移動ニーズなどを踏まえた広域的な公共交通を本町や沿線自治体と連携し、広域的な交通ネットワークの確保に努めます。

目標Ⅱ

町内における利便性の高い公共交通網の実現

- ・目標Ⅰと同様に、安全・快適な生活に向けては、町内における公共交通網の整備も重要であるため、スクールバスやハイヤー等の地域の交通資源を最大限活用し、利便性の高い交通手段の提供に努めます。

目標Ⅲ

乗り継ぎの利便性を向上させる交通結節点の創出

- ・公共交通の主な役割は、目的地まで円滑に移動できることが必要であり、本町においては目標Ⅰで整理した地域と公共交通ネットワークが結ばれていることが重要です。
- ・円滑な移動の提供にあたっては、自宅から目的地まで直接移動できることも重要な要素ですが、本町に関係する公共交通が交通結節点に集約され、各公共交通がシームレスに接続することも重要であるため、交通結節点における乗り継ぎ利便性の向上に資する待合機能等の整備と車両位置を確認できるシステム導入等による利便性の向上に努めます。

目標Ⅳ

町民や観光客などの積極的な公共交通利用を促す利用促進策の展開

- ・公共交通の積極的な利用に向けてはターゲット層を明確にした情報提供が重要であるため、利用者属性に合わせた情報提供に努めます。
- ・また、町民の積極的な公共交通利用を促すことを目的に、地域への出前講座や各種団体等への公共交通に関する説明会など、公共交通を身近に感じてもらう機会の創出にも努めます。

※生活交通

本計画において、通勤、通学、通院、買物などの日常生活に不可欠で身近な公共交通を指す。

6-3 目標に紐づく施策

本計画は4つの目標と10の施策により推進します。

目標Ⅰ	町民の広域的な生活交通を支援する公共交通の確保
施策①	岩見沢方面への生活交通の確保
施策②	当別・札幌方面、浦臼方面及び新篠津・江別方面への生活交通の確保

目標Ⅱ	町内における利便性の高い公共交通網の実現
施策③	おでかけハイヤー事業の継続
施策④	広域交通との円滑な乗り継ぎ支援策の継続

目標Ⅲ	乗り継ぎの利便性を向上させる交通結節点の創出
施策⑤	利便性を考慮したバス待合所及び交通結節点の整備

目標Ⅳ	町民や観光客などの積極的な公共交通利用を促す利用促進策の展開
施策⑥	バスマップ配布やバスロケーションシステムの情報提供機能の強化、広報誌やホームページを活用した情報発信の実施
施策⑦	公共交通に関する地域への出前講座や各種団体等への説明会の開催による住民の交通への意識醸成
施策⑧	児童・生徒や高齢者等に対する乗り方講習や利用体験の実施
施策⑨	鉄道レガシーの継承も含めたＪＲ札沼線跡地活用の検討
施策⑩	観光客の目的となる、まちの魅力づくりと情報発信の実施、多言語化情報発信機能の整備の検討

※バスロケーションシステム

ＧＰＳによりバスの位置情報を取得し、バスの定時運行に役立てるシステムで、利用者はバスの現在位置を知ることができる。

6-4 月形町に係る公共交通の役割及び維持・確保方針等

「3-3 公共交通概況の整理」に記載した公共交通について、それぞれの役割及び維持・確保方針等を以下に示します。

表 6-1 各公共交通における役割及び維持・確保方針等

路線名等	運行主体	役割及び維持・確保方針等
月形線	中央バス	・令和7年3月31日廃止。
岩見沢月形線	アオヤナギ 観光バス	【役割】 ・本町と岩見沢方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で必要とされる路線であり、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策の実施や車両購入等により、交通ネットワークの確保に努めます。 ・令和7年4月1日運行開始。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け
江別月形線 （ニュー しのつバス）	新篠津村	【役割】 ・本町と新篠津・江別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・新篠津の通学などの生活移動における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・利用促進を図りながら、市町村生活バス路線として運行継続する ※さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通計画で位置付け
月形当別線	下段 モータース	【役割】 ・本町と当別方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策や車両更新などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 ※南空知地域公共交通計画で位置付け
月形浦臼線	美唄 自動車学校	【役割】 ・本町と浦臼方面を結ぶ広域的な交通ネットワーク 【維持・確保の必要性】 ・通学や通院等で利用されており、免許を持たない世代や世帯における重要な交通手段であるため 【維持・確保の方針】 ・本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助・車両購入減価償却費等補助金）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、また、車両更新を行いながら、持続可能な運行を確保します。 ※中空知地域公共交通計画で位置付け

6-5 月形町地域公共交通網のあり方

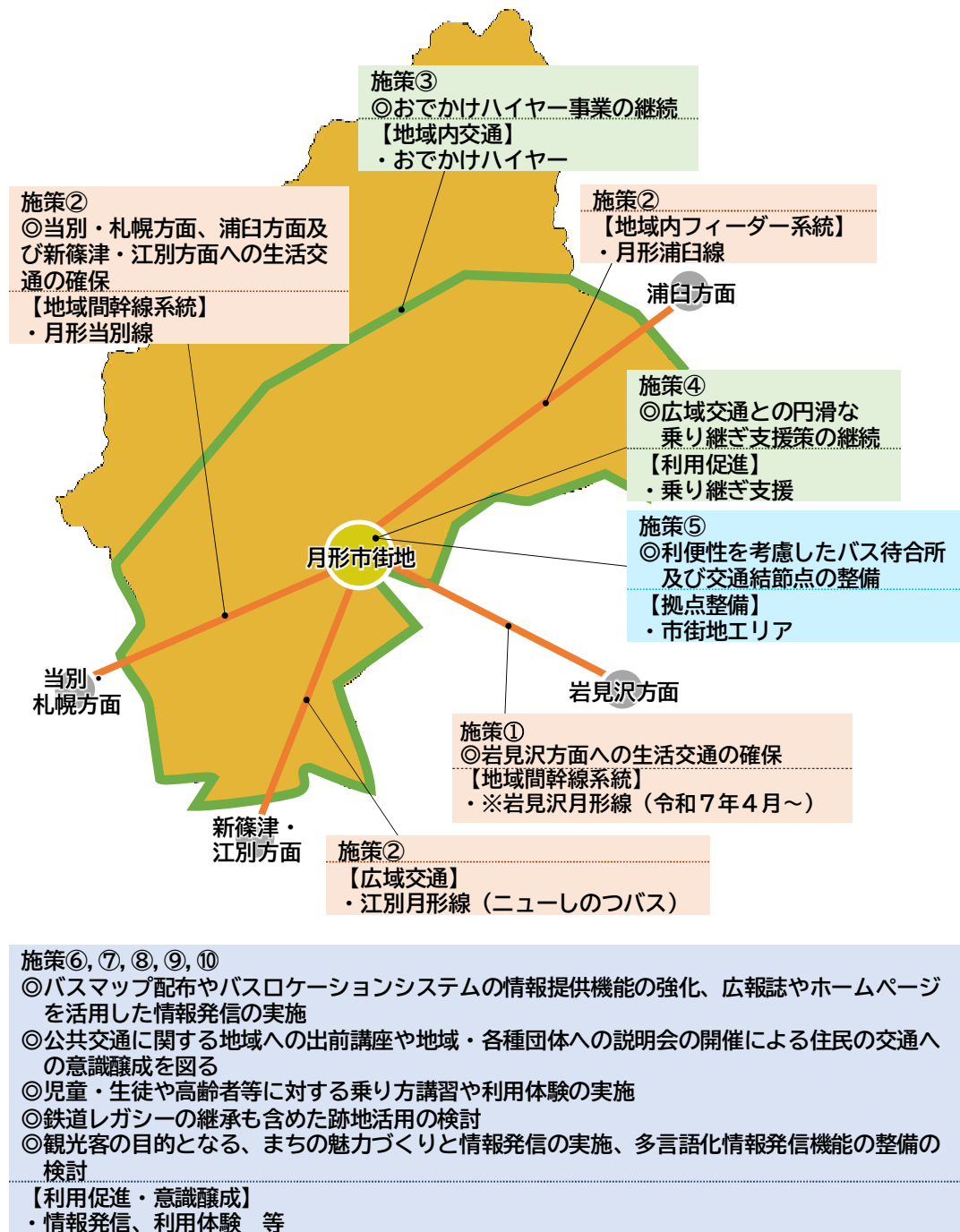


図 6-1 月形町地域公共交通網のあり方

表 6-2 補助系統の位置付け

実施主体	路線・系統名	起点	経由地	終点	道路運送法の事業許可区分	運行態様	補助事業の活用	備考
中央バス	地域間幹線系統（月形線）	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4条乗合	路線 定期運行	地域間幹線系統補助 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	令和7年3月31日で廃止
アオヤナギ観光バス	地域間幹線系統（岩見沢月形線）	岩見沢ターミナル	北村温泉	月形駅前	4条乗合	路線 定期運行	地域間幹線系統補助 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	令和7年4月1日から運行開始
下段モータース	地域間幹線系統（月形当別線）	J R当別駅南口	月ヶ岡駅	月形駅	4条乗合	路線 定期運行	地域間幹線系統補助 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	
美唄自動車学校	月形浦臼線	えみる	札比内駅	月形駅	4条乗合	路線 定期運行	地域内フィーダー系統補助 ※南空知地域公共交通計画で位置付け	

7. 目標達成に向けた施策

(1) 目標Ⅰを達成するための施策

施 策 ①	岩見沢方面への生活交通の確保					
施 策 内 容	・令和7年4月1日からアオヤナギ観光バスが運行する岩見沢月形線は、令和7年3月31日で廃止される中央バス月形線と同様に、本町と岩見沢方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されるため、重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 ・利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、岩見沢方面への交通ネットワークを確保します。 ・なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施し、効率的で利便性の高い、路線に再編していきます。 ・また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施による地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策の実施や車両購入等により交通ネットワークの確保に努めます。 ・通学目的の利用者が利用しやすい運行内容も検討していきます。					
	【住民の役割】 ・積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。					
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)	
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (南空知地域公共交通活性化協議会、岩見沢市)	
実 施 スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
岩見沢方面への 生活移動の確保	実 施					
運行内容の検証	実施計画(案) の策定	実施計画の内容を 踏まえて実施				

施 策 ②	当別・札幌方面、浦臼方面及び新篠津・江別方面への生活交通の確保					
施 策 内 容	【当別・札幌方面】 ・下段モータースが運行する月形当別線は、本町と当別・札幌方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 ・一方で、利用者数や利用時間帯が限定的であり、交通事業者による運行継続が困難な状況であるため、地域旅客運送サービス継続事業を活用し、当別・札幌方面への交通ネットワークを確保します。 ・なお、運行計画の作成や見直しについては「地域旅客運送サービス継続事業実施計画」に位置づけるものとし、本計画では利用状況の検証や利用促進策などの取組を実施することとします。 ・また、本施策で運行するモビリティは、一般財源の確保のほか、地域旅客運送サービス継続事業の実施により地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助金・車両購入減価償却費等補助金）を活用し、利用促進策や車両更新などを実施しながら、交通ネットワークの確保に努めます。 【浦臼方面】 ・美唄自動車学校が運行する月形浦臼線は、本町と浦臼方面を結ぶ役割を担っており、通学や通勤、通院などの目的で利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 ・なお、本施策で運行するモビリティは、本町及び浦臼町の財政支援のほか、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用しながら、積極的な周知活動を行うことで利用促進を図り、持続可能な運行を確保します。 【新篠津・江別方面】 ・新篠津村が運行する江別月形線は、本町と新篠津・江別方面を結ぶ役割を担っており、主に新篠津の通学など生活交通として利用されているため、今後も重要な交通ネットワークとして維持・確保を図ることが必要です。 【住民の役割】 ・積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズの共有を図ります。					
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 （他自治体居住者）	
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 （南空知地域公共交通活性化協議会、 中空知地域公共交通活性化協議会、 さっぽろ連携中枢都市圏地域公共交通活性化協議会、 当別町、浦臼町、新篠津村）	
実 施 スケジュール	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）	令和9年度 （2027）	令和10年度 （2028）	
当別・札幌方面への 生活移動の確保	実 施	→	→	→	→	→
浦臼方面への 生活移動の確保	実 施	→	→	→	→	→
新篠津・江別方面への 生活移動の確保	実 施	→	→	→	→	→
運行内容の検証	実 施	→	→	→	→	→

施 策 ④	広域交通との円滑な乗り継ぎ支援策の継続																			
施 策 内 容	・ J R 札沼線廃止路線の沿線自治体にとって、代替バス（月形当別線、月形浦臼線）の運行は重要な移動手段であるため、岩見沢月形線（令和7年4月1日運行開始）を含め、今後も継続して各モビリティが円滑に接続する運行時間帯を設定します。 ・ 代替バス（月形当別線・月形浦臼線）については、金額面でも利用しやすい乗り継ぎ環境の整備のため、乗り継ぎ券による割引も継続します。 <table><tr><th>区 間</th><th>大人(中学生以上) 1人当たり料金</th><th>小学生・障がい者 1人当たり料金</th></tr><tr><td>同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)</td><td>200円</td><td>100円(半額)</td></tr><tr><td>町の境界をまたぐ区間 (旧中小屋小中学校前～林間住宅前)</td><td>200円</td><td>100円(半額)</td></tr><tr><td>月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)</td><td>400円</td><td>200円(半額)</td></tr><tr><td>浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)</td><td>600円</td><td>300円(半額)</td></tr></table> ※ 1 歳未満は全員無料 ※小学生以上 1 人につき未就学児(1 歳以上) 2 人まで無料で、3 人目から未就学児 1 人当たり大人の半額 ※未就学児が単独で旅行する場合は、未就学児 1 人につき大人の半額 ※福祉割引は身体、知的、精神障がいを対象に、等級不問とし手帳等で確認 ※介護人・付添人は、障がい者 1 人につき 1 人のみ半額(福祉割引と同額) ※月形町内での乗り換えで乗継券を使った場合 2 0 0 円割引 図 7-2 運賃体系 【住民の役割】 ・ 積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズ（金額設定など）の共有を図ります。					区 間	大人(中学生以上) 1人当たり料金	小学生・障がい者 1人当たり料金	同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)	200円	100円(半額)	町の境界をまたぐ区間 (旧中小屋小中学校前～林間住宅前)	200円	100円(半額)	月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)	400円	200円(半額)	浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)	600円	300円(半額)
区 間	大人(中学生以上) 1人当たり料金	小学生・障がい者 1人当たり料金																		
同一町内 (月形町内の移動の乗換えで乗継券を使った場合を含む)	200円	100円(半額)																		
町の境界をまたぐ区間 (旧中小屋小中学校前～林間住宅前)	200円	100円(半額)																		
月形町内⇄当別町内 月形町内⇄浦臼町内 (乗継券を使った場合を含む)	400円	200円(半額)																		
浦臼町内⇄当別町内 (乗継券を使った場合)	600円	300円(半額)																		
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)															
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他															
実 施 スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)															
乗り継ぎ 支援策の継続	実 施																			

(3) 目標Ⅲを達成するための施策

施 策 ⑤	利便性を考慮したバス待合所及び交通結節点の整備					
施 策 内 容	・「月形町地域拠点施設整備等に関する整備方針」において、「地域公共交通の結節点として、住民生活の利便性向上」を位置付け、バス待合所の機能として、トイレ、休憩スペース、インフォメーションコーナー及びW i - F i を整備し、拠点施設のパブリックエリアとして整備が予定されています。 ・本施策では、計画の進捗を確認するとともに、整備後には交通結節点としての機能や各種公共交通の運行内容の情報発信状況などを検証するとともに、他の町内施設の拠点整備・待合環境の整備状況についても検証を進めます。 図 7-3 月形町地域拠点化整備構想のイメージ 【住民の役割】 ・整備された交通結節点を活用し、広域的な公共交通及び町内交通の積極的な利用に努めるとともに、利用者目線の移動ニーズ（待合機能など）の共有を図ります。					
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)	
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (庁内関係部署)	
実 施 スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
町内施設の待合 環境の検証	実 施	→				
町内施設の待合 環境の整備	計画検討	基本計画	基本設計	実施設計		施設整備 (工事)

(4) 目標Ⅳを達成するための施策

施 策 ⑥	バスマップの配布やバスロケーションシステムの情報提供機能の強化、広報誌やホームページを活用した情報発信の実施				
施 策 内 容	・ 町内公共交通の運行内容を整理したバスマップを必要に応じて更新し、町民への配布を継続します。 ・ 広報誌やホームページを活用し、町民だけではなく、観光客等の本町への来訪者も円滑に情報が取得できるよう、情報発信を実施します。 ・ また、利用者の利便性を向上させるため、町内を運行する路線バスの運行情報がリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの導入を検討していきます。				
	 図 7-4 月形町公共交通バスマップ (令和5(2023)年4月1日改正のもの)  図 7-5 当別町地域公共交通活性化協議会で導入しているバスロケーションシステム「とべナビ」				
	【住民の役割】 ・ 利用する立場において必要とされる情報の提供を要請します。 ・ 公共交通を少しでも利用するために必要な情報の提供を要請します。				
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (他自治体居住者)
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 (施設管理者)
実 施 スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
既存の情報発信	実 施	→			
情報提供機能 の強化	検討及び 必要に応じ実施	→			

施 策 ⑦	公共交通に関する地域への出前講座や各種団体への説明会等の開催				
施 策 内 容	・ 町民の積極的な公共交通利用を促すことを目的に、町民を対象とした地域への出前講座や各種団体等への公共交通に関する説明会などを定期的を開催しており、今後も町民自らが守る意識が啓発されるような機会を継続して設けます。 ・ 町民の公共交通への意識醸成を図ることを目的とした講演会等の開催を検討します。				
					
	図 7-6 公共交通の利用の仕方を住民に説明する様子				
	【住民の役割】 ・ 町内会など小規模団体における意識啓発の必要性について検討し、説明会等の開催を要請します。				
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
実 施 スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
説明会などの 開催	実施				

施 策 ⑧	児童・生徒や高齢者等に対する乗り方講習や利用体験の実施				
施 策 内 容	・町内を運行するバス路線や運行時間帯を知らないことが、町民のバス利用を妨げる要因の一つとなっていることが想定されるため、公共交通を身近に感じてもらう機会の創出に向け、参加者の属性に合わせた開催内容を検討・実施します。  図 7-7 令和5（2023）年7月に実施した公共交通体験学習の開催状況 【住民の役割】 ・町内会など小規模団体における体験学習の必要性について検討し、利用体験会等の開催を要請します。				
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
実 施 スケジュール	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
機会の創出	実施				

施 策 ⑨	鉄道レガシーの継承も含めたＪＲ札沼線跡地活用				
施 策 内 容	・「月形町ＪＲ札沼線鉄道跡地活用の基本方針」において、「跡地の具体的な活用方法」を位置付け、旧石狩月形駅エリアなどを町民の憩いの場としての景観整備を検討します。 ・本施策では、整備状況の進捗を確認するとともに、地域の意見などを踏まえ、必要に応じて取組を実施します。				
					
	図 7-8 旧月形駅ホーム				
	【住民の役割】 ・ＪＲ札沼線跡地活用における清掃や除雪など、魅力ある地域の創出に努めます。				
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
実 施 スケジュール	令和６年度 (2024)	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和１０年度 (2028)
跡地活用	検討・実施	→			

施 策 ⑩	観光客の目的となる、まちの魅力づくりと情報発信の実施、多言語化情報発信機能の整備の検討				
施 策 内 容	・ 皆楽公園エリア（道の駅エリア）や樺戸博物館などの観光拠点への利便性向上のため、現行の路線バスの接続性の維持・向上により、観光客の移動手段の確保及び交流促進、路線バスのPR、周知強化による利用促進を検討します。 ・ 外国人旅行者などへの多言語バスマップ、サイネージ等の整備を検討します。  図 7-9 皆楽公園エリア（道の駅エリア）の様子				
施策の参加者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他 （他自治体居住者）
施策の実施者	協議会	月形町	交通事業者	住民	その他
実 施 スケジュール	令和6年度 （2024）	令和7年度 （2025）	令和8年度 （2026）	令和9年度 （2027）	令和10年度 （2028）
移動手段の 確保	検討及び 必要に応じ実施				
観光客に対する 利用促進策	皆楽公園 エリア再整備	実 施			

8. 計画の進捗管理及び管理体制

8-1 計画の進捗管理

(1) 評価指標及び目標値

表 8-1 本計画における数値目標

対応 施策	評価指標	単位	現況値	目標値				
			令和4 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度
			(2022)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)
①② ⑥	公共交通（路線バス） 利用者数	人/年	48,189	49,000	49,000	49,000	49,000	49,000
①② ⑥	公共交通（路線バス） 公的資金投入額	千円/年	19,729	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
③	公共交通（おでかけ ハイヤー）利用者数	人/年	2,724	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
③	公共交通（おでかけ ハイヤー）公的資金 投入額	千円/年	1,411	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
④⑤ ⑥	交通結節点の 平日利用者数	人/日	106	120	120	120	120	120
⑦	出前講座や各種団体 への説明会等の開催	回/年	2	3	3	3	3	3
⑧	児童・生徒や高齢者等 に対する乗り方講習、 利用体験	回/年	0	1	1	1	1	1
⑨	J R 札沼線跡地の 整備等による鉄道 レガシーの継承	ヶ所/年	0	1	0	1	0	1
⑩	年間の観光客数	人/年	103,984	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000

(2) 評価指標の算出方法

表 8-2 評価指標の算出方法

評価指標	算出方法
公共交通（路線バス）利用者数	▪ 岩見沢月形線、月形当別線、月形浦臼線、江別月形線（新篠津月形間）利用者の当該年度の合計値
公共交通（路線バス）公的資金投入額	▪ 上記路線の当該年度の公的資金投入額
公共交通（おでかけハイヤー）利用者数	▪ おでかけハイヤー事業の当該年度の利用者数
公共交通（おでかけハイヤー）公的資金投入額	▪ 上記事業の当該年度の公的資金投入額
交通結節点の平日利用者数	▪ バス停留所「月形駅前」「月形役場前」「月形温泉」の当該年度平日利用者数の合計値（岩見沢月形線、月形当別線、月形浦臼線）
出前講座や各種団体への説明会等の開催	▪ 地域のサロン、社会福祉協議会サロン、民生委員児童委員協議会等での説明会、住民への交通に関する講演会の実施回数
児童・生徒や高齢者等に対する乗り方講習、利用体験	▪ 認定こども園園児、月形小学校の児童、高齢者等に対する乗り方講習、乗車体験
J R 札沼線跡地の整備等による鉄道レガシーの継承	▪ J R 札沼線跡地の整備箇所数
年間の観光客数	▪ 皆楽公園エリア（道の駅エリア）、月形樺戸博物館、道民の森月形地区の当該年度の観光客数

※令和6年度は、中央バス月形線の評価指標で算出する。

8-2 計画の管理体制

施策を継続的に展開していくにあたっては、前項で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを通じて、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証・評価し、適宜・適切に計画の見直しを行うことが重要です。

これら施策の評価にあたっては、本計画の策定で協議を行ってきた「月形町地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、PDCAサイクルにより評価・検証を行います。また、継続的に評価・検証を行うため、今後の協議会開催スケジュールに基づき、実施します。

加えて、本計画の目標を実現するにあたっては、行政や交通事業者のみならず、各種団体などを含めた地域住民の理解と参加、協力が不可欠であり、地域の一人ひとりが主体的に考えて取り組むことが重要です。そのため、各関係者の役割を明確にし、それぞれが主体的に取り組むことで、本地域における持続可能な交通ネットワークを構築します。

表 8-3 管理体制（令和7年4月～）

委員区分	所属・団体名等	委員区分	所属・団体名等
第1号 公共交通事業者等	新篠津村	第6号 商工業、福祉及び教育団体、その他団体等	月形商工会
	有限会社アオヤナギ観光バス		月形高等学校
	月形町社会福祉協議会	第7号 行政区長等	月形町行政区連絡会議
	札幌地区バス協会		月形町行政区連絡会議
	株式会社美唄自動車学校	第9号 その他町長が必要と認める者	北海道運輸局札幌運輸支局
	有限会社下段モータース		空知総合振興局
第2号 道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部 札幌道路事務所 空知総合振興局 札幌建設管理部岩見沢出張所 札幌方面岩見沢警察署		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会
第3号 公安委員会		第8号 町職員	月形町
第4号 地域公共交通利用者	利用者 利用者		
第5号 学識経験者	北海道大学大学院工学研究院		

表 8-4 計画推進時の各関係者の役割

関係者	役割	内容
地域住民	公共交通の積極的な利用	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など
月形町 北海道運輸局	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など

9. 計画推進のあり方(PDCA サイクル)

本計画(P l a n)の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況(D o)を確認した上で、目標の達成状況(数値指標)を評価(C h e c k)し、必要に応じて、施策・事業の見直し(A c t i o n)を行います。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すとともに、施策・事業に反映し(P l a n)、着実に施策・事業を実施(D o)します。

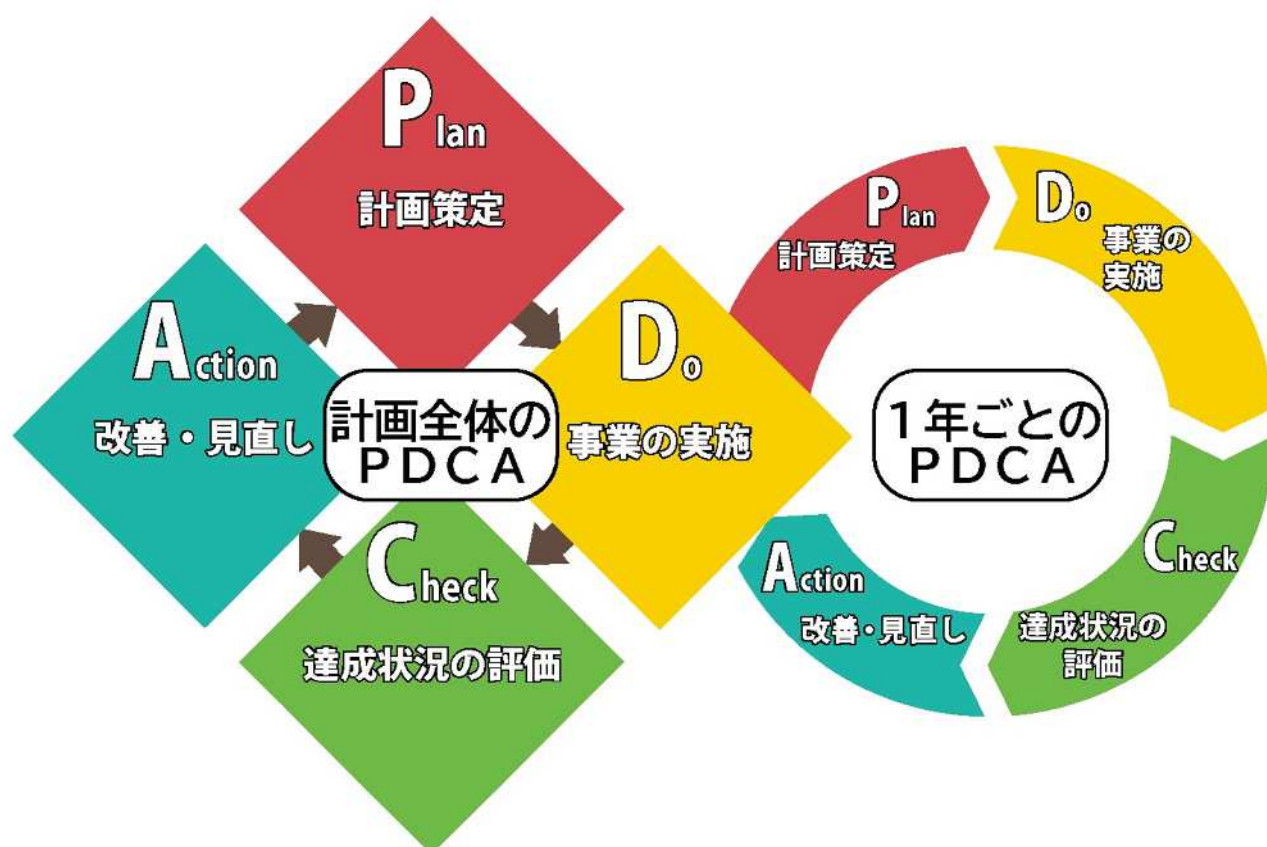


図 9-1 PDCAサイクルによる計画推進の流れ

本計画は、上記PDCAサイクルを回しながら進捗を管理して運用します。なお、PDCAサイクルの運用にあたっては、毎年度、月形町地域公共交通活性化協議会において、構成機関の認識共有を図りながら、施策管理を行います。

なお、月形町地域公共交通活性化協議会の開催頻度は、取組の実施状況や施策・事業の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合など、状況に応じた協議を柔軟に実施していきます。